

平成 28 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

岡山県立大学

平成 29 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	10
基準4 学生の受入	14
基準5 教育内容及び方法	18
基準6 学習成果	32
基準7 施設・設備及び学生支援	35
基準8 教育の内部質保証システム	41
基準9 財務基盤及び管理運営	45
基準10 教育情報等の公表	50
<参 考>	53
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	55
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

28年7月	書面調査の実施
8月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
29年1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成29年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島県病院事業管理者
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	国立音楽大学教授
荻上紘一	前 大妻女子大学長
片山英治	野村証券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
近藤倫明	北九州市立大学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	東京大学名誉教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
濱田純一	放送倫理・番組向上機構理事長
早川信夫	日本放送協会解説委員
古沢由紀子	読売新聞東京本社論説委員
前田早苗	千葉大学教授
柳澤康信	岡山理科大学長
山極壽一	京都大学総長
山本健慈	国立大学協会専務理事
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構特別顧問
吉田文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣卓	福山市立大学長
荻上紘一	前 大妻女子大学長
◎土屋俊	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
中島恭一	富山国際大学長
○山本泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第3部会)

- | | |
|-----------|----------------------|
| ○ 石 垣 和 子 | 石川県立看護大学長 |
| 伊 藤 邦 武 | 龍谷大学教授 |
| ○ 岡 隆 一 | 会津大学理事長・学長 |
| 菅 原 憲 一 | 神奈川県立保健福祉大学教授 |
| 土 屋 俊 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| ◎ 中 島 恭 一 | 富山国際大学長 |
| 長 谷 高 史 | 愛知県立芸術大学名誉教授 |
| 野 嶋 佐由美 | 高知県立大学副学長 |
| ○ 村 上 芳 則 | 前 筑波技術大学長・筑波技術大学名誉教授 |
| 山 本 泰 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |
| 吉 田 裕 久 | 安田女子大学教育学部長 |
| 渡 邊 一 衛 | 成蹊大学名誉教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|---------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| 片 山 英 治 | 野村證券株式会社主任研究員 |
| 神 林 克 明 | 公認会計士、税理士 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成28年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

岡山県立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 共通教育では、語学教育推進室において、学習支援の充実、及び、使える英語教育のためのスピーキング教材の自主開発を含む英語高度化プロジェクトに取り組んでいる。
- 平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」において、体系化された「技術者・デザイナー養成プログラム」の構築に取り組み、さらに岡山理科大学、山口東京理科大学とサブグループを形成し、連携の下、共同プログラムを開発、実施している。
- 学内の競争的資金「教育力向上支援事業」を実施し、多数の応募の中から採択された様々な取組は、外部から高い評価を受けている。
- 卒業生・修了生の県内就職率は高く、地域社会へ人材供給を行っている。
- 保健福祉学部における看護師、保健師、助産師及び社会福祉士国家資格試験合格率が高い水準にある。
- 外部評価において、大学教育開発センターのFD活動に職員も参加して教職協働を進めている点が高い評価を受けている。
- 公立大学政策・評価研究センターによる大学評価ワークショップを受けている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程において、平成27年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に当該大学主導の事業「地域で学び地域で未来を拓く‘生き生きおかやま’人材育成事業」が採択され、この事業を推進するための教育改革プログラムとして、平成28年度より副専攻「岡山創生学」を開設し、すでに初年度から多数が参加するなど、今後の成果が期待される。
- ボランティアステーションを拠点とする学生リーダーグループと学生支援室長とによる学生生活充実に向けた意見交換が行われるなど、学生の自主的な活動を適切に支援するだけでなく、学生が積極的に大学の運営に参画できる体制となっており、今後、学生が大学の運営に協力することによる成果が期待される。
- 平成27年度に設置された大学教育開発センターを中心とした内部質保証体制は戦略的に優れたものであり、従来の自己点検・評価体制との調整を経て、教育の質の向上に一層資することが期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い。
- 図書館において、最新の資料が不足している。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

「人間尊重と福祉の増進」を建学理念とし、教育研究の理念を「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する。」としており、大学の目的及び使命を学則に「本学は、他の教育研究機関及び地域社会との自由かつ緊密な交流連携のもとに、人間・社会・自然の関係性を重視する実学を教授研究するとともに、知性、感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く人材の育成を図り、もって学術文化の進展及び地域産業の振興に寄与することを目的とする。」と定めている。また、各学部・学科の特性に応じた教育研究、人材育成に関する目的等も学則に定めている。

平成25年度に新理事長が就任し、時代や社会の要請を踏まえた第2期中期目標期間における運営方針が示され、中期計画を推進していく上での全学的な指針として共有されている。この方針を踏まえて教育研究上の理念をより明確に具体化するために、学部及び学科の「教育活動上の目的」を新たに定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院課程の目的を大学院学則に「本学大学院は、現代社会の要請に応じて、人間・社会・自然の関係性を重視する実学を教授研究することにより、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、並びに地域の発展に寄与するとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と卓越した専門性を備えて新しい時代を切り拓く実践力のある人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、研究科、博士前期課程及び修士課程、博士後期課程及びそれぞれの専攻の目的も大学院学則に定めている。大学院の「教育活動上の目的」も新たに定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
--

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程の教育研究組織は、以下の 3 学部から構成されている。

- ・ 保健福祉学部（3 学科：看護学科、栄養学科、保健福祉学科）
- ・ 情報工学部（3 学科：情報通信工学科、情報システム工学科、人間情報工学科）
- ・ デザイン学部（2 学科：デザイン工学科、造形デザイン学科）

それぞれに学科の人材養成に関する目的、教育研究上の目的を定め、教育研究活動を行っている。

平成 25 年度に、第 2 期中期計画に基づき、保健福祉学科に社会福祉学専攻と子ども学専攻を新設して、各専攻で育成する人材像を明確にしている。平成 27 年度には人間情報工学科はスポーツシステム工学科から名称を変更している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育を担う共通教育部は平成 27 年度に設置され、教授会等を持ち、共通教育科目に関する教育活動を円滑かつ有効に実施するために、教育課程の作成及び実施、共通教育部におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動の実施及び実施状況の評価等を行っている。

その実行のため、共通教育のカテゴリーに応じて、教養教育、語学教育、情報教育、健康・スポーツ教育、社会連携教育の 5 つの推進室を設置し、全学の専任教員のうち合計 27 人によって運営されている。また、非常勤講師は 45 人である。これらの 5 つの推進室を運営する 27 人の専任教員のうち 20 人が共通教育部を兼務している。共通教育部教授会では共通教育部長が議長となり、構成員は、共通教育部副部長及び共通教育部を兼務する教授又は准教授である。

また、教育研究の質保証や向上の支援、国際交流の推進等を目的とした教育研究開発機構の中に大学教育開発センターが設置されており、その中の共通教育部会において共通教育の充実及び専門教育との連携の改善に関する検討を、教育評価部会においては教育の点検・評価を行い、共通教育の円滑な実施と充実を支援している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
--

大学院課程は、以下の3研究科から構成されている。

- ・ 保健福祉学研究科（博士前期課程3専攻：看護学専攻、栄養学専攻、保健福祉学専攻、博士後期課程1専攻：保健福祉科学専攻）
- ・ 情報系工学研究科（博士前期課程1専攻：システム工学専攻、博士後期課程1専攻：システム工学専攻）
- ・ デザイン学研究科（修士課程2専攻：デザイン工学専攻、造形デザイン学専攻）

第2期中期計画に基づき、情報系工学研究科博士前期課程は、専門領域の多様化・高度化等に適合する教育内容への改定に伴い、平成25年度に電子情報通信工学専攻、機械情報システム工学専攻、人間情報システム工学専攻をシステム工学専攻に改組している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究開発機構の下に大学教育開発センター、国際交流とグローバル教育推進の支援を担う国際交流センター、学術研究推進センターが設置されている。また、情報基盤の整備・活用推進や情報セキュリティの向上並びに学内外への情報公開等の推進を目的とした総合情報機構の下に情報基盤活用推進センター、広報メディア開発センターが設置されている。さらに、地域社会や行政機関との連携を深めることにより科学技術や産業の振興、福祉の充実及び豊かな地域づくりの推進等を目的とした地域共同研究機構の下に産学官連携推進センター、保健福祉推進センター、地域連携推進センターが設置され、附属図書館も設置されている。これらの機構及びセンター等は、教育研究を支援する業務を行い、その運営のための規程を設け、責任体制を明確にして運営されている。

教育研究開発機構は、学生部長をもって教育研究開発機構長に充て、学長が指名する副機構長並びに幹事、その他必要な職員から構成されている。総合情報機構は、学生部長をもって総合情報機構長に充て、学長が指名する副機構長並びに幹事、その他必要な職員から構成されている。機構の事務は、事務局企画広報室等において担当されている。地域共同研究機構は、地域共同研究機構長を教授をもって充て、学長が指名する副機構長並びに幹事、教員、その他必要な職員から構成されている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

法人組織には、理事長、副理事長、理事、各学部長（兼研究科長）、学外有識者等から構成される教育研究審議会を設置し、原則毎月1回開催している。平成27年度は8回開催され、中期目標、中期計画、年度計画に関する事項や、学則その他の教育研究に係る重要な規程の制定・改廃に関する事項、教員人事に関

する事項、教育課程の編成方針に関する事項等の大学全体の教育研究に関する重要事項の審議が行われている。大学組織としては、各学部及び共通教育部に教授会、各研究科に研究科委員会を設置し、四半期に1回の定例会と臨時会を開催し、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了等に関する事項を審議している。加えて、部局間の連絡調整に関する事項については、部局長会議を原則月1回開催し、協議が行われている。平成27年度は12回開催されている。

各学部及び研究科における教育課程や教育方法等を審議する組織としては、保健福祉学部及び情報工学部には学部運営委員会、デザイン学部には企画運営委員会が設置されている。いずれも、平成27年度に12回開催されている。

また、学長の諮問に応じて管理運営、教育研究等に関する事項を恒常的に審議する常任委員会として、総務委員会、入試委員会、教育研究活動委員会、学生生活委員会、社会活動委員会が設置されている。これらの常任委員会は、原則として学長、事務局長、各学部1人から構成されている。さらに、総務委員会、入試委員会、教育研究活動委員会、学生生活委員会には学生部長が、教育研究活動委員会には附属図書館長、共通教育部長が、総務委員会及び社会活動委員会には地域共同研究機構長が加わっている。平成27年度には、総務委員会が15回、入試委員会が12回、教育研究活動委員会が14回、学生生活委員会が8回、社会活動委員会が11回開催されている。

教育研究活動委員会の下部組織として、原則月1回開催される教務専門委員会と図書館専門委員会を設置するほか、入試委員会の下部組織として入試実施専門委員会を設置している。これらの専門委員会については、学長又は学長が指名する者が委員長を務め、それぞれ教務、図書館、入試に係わる事項について審議が行われている。平成27年度の開催回数は、図書館専門委員会が4回、入試実施専門委員会が3回となっている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制は、保健福祉学部が看護学科、栄養学科と保健福祉学科の3学科、情報工学部が情報通信工学科、情報システム工学科と人間情報工学科の3学科、デザイン学部がデザイン工学科と造形デザイン学科の2学科から構成されている。教員の専門性からいずれかの学科に所属することを基本とし、学士課程教育のほか、大学院課程における教育及び研究指導等を担っている。また、共通教育部に兼務する教員は、各学科に所属し、学士課程の共通教育を担っている。

教員組織における責任体制については、学部長の下、学科長、専攻主任等を置き、必要に応じて学部長補佐を置くなど責任の所在を明確にし、学部学科運営の組織的な連携体制が構築されている。

保健福祉学研究科、情報系工学研究科及びデザイン学研究科では、それぞれ研究科長（学部長が兼務）を、研究科長の下に専攻長（一部を除き学科長が兼務）を置き、組織的な連携体制の下、運営が行われている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 保健福祉学部：専任70人（うち教授25人）、非常勤29人
- ・ 情報工学部：専任57人（うち教授23人）、非常勤8人
- ・ デザイン学部：専任38人（うち教授15人）、非常勤24人

教育上主要と認める授業科目である必修科目については、共通教育科目では80.6%、保健福祉学部では91.3%、情報工学部では80.0%、デザイン学部では86.2%の科目を、専任の教授又は准教授が担当している。

また、共通教育科目については、共通教育部兼務教員20人、協力して担当している科目担当可能な学部専任教員7人、非常勤講師45人が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、原則として専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ デザイン学研究科：研究指導教員 21 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 13 人

〔博士前期課程〕

- ・ 保健福祉学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 情報系工学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士後期課程〕

- ・ 保健福祉学研究科：研究指導教員 26 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 情報系工学研究科：研究指導教員 23 人（うち教授 18 人）、研究指導補助教員 15 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の年齢構成は、35 歳以下が 13 人 (7.8%)、36～45 歳が 47 人 (28.3%)、46～55 歳が 61 人 (36.7%)、56～65 歳が 45 人 (27.1%) と著しい偏りのない構成となっている。

教員選考は原則公募制とし、男女、あるいは外国人等の隔てなく人事を進めている。全学における女性教員比率は 35.5%であり、保健福祉学部では 64.3%、情報工学部では 1.8%の状況であるが、出産・育児に対する配慮はなされている。外国人教員比率は全体で 3.0%であるが、デザイン学部では 7.7%、保健福祉学部では 1.4%の状況である。

第 2 期中期計画において、教員組織の活動をより活性化するための措置として、教員の配置においては、「本学の教育目標に則して、新たな学問の展開や社会状況に対応できるように、学部・学科の枠を越え、全学的な視点に立った弾力的な教員選考・教員配置を行う。」としている。

このため教員の能力・業績を向上させるために、「教員の個人評価制度を適正に運用し、教員の意欲の向上、資質の向上を図る」制度としている。優秀な成績を収め、かつ功績のあった教員に対しては、職員表彰規程に基づき、毎年表彰を行っている。平成 26 年度、平成 27 年度にはそれぞれ 2 人が受賞している。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇任に関しては、教員選考基準において、全学的な選考等の基準と教授、准教授、講師、助教及び助手の教員の資格がそれぞれ定められている。

教員選考は、教員選考規程に基づき、原則公募により行われている。まず選考委員長となる各学部長又は共通教育部長が学長（人事委員会委員長）に対して、欠員報告、選考委員会編成案を提出し、人事委員

会において承認を得た後、提出される公募要領案を審議決定し、公募する。公募期間を経て、選考委員会にて選考審査を行い、その経過及び結果を選考委員会報告にまとめ、人事委員会にて審議の上、決定されている。

選考審査においては、履歴書、教育研究業績書、主な業績の抜き刷り、教育研究への抱負等の選考書類の提出を求め、書類審査を行い、書類審査通過者に対して面接及びセミナー、模擬授業、プレゼンテーション等を求め、学士課程、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価が行われている。

内部昇任に関しては、助手から助教及び講師から准教授への昇任に限り、これを行うことができるとしており、教員選考基準及び人事委員会にて承認された年齢要件や歴年数要件、並びに各学部で定めた公募選考用業績基準を適用し、教員選考規程に定めた選考手順に準じて決定されている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価については、教員の個人評価実施要領に基づき、教育・研究・社会貢献・管理運営の各領域について、評価を毎年実施し、その評価結果を教員の再教育や研究費及び教員人事等に反映させている。評価は教員より提出された個人評価調査書に基づいて行っているが、任意で自己主張書を付することができるようにしている。学長は、個人評価により改善を求められた教員と面談し、問題解決のアドバイスを行うとともに、全学の管理運営上の改善の参考とし、教育及び管理運営の改善につなげている。面談を行った人数は、平成24年度が15人、平成25年度が15人、平成26年度が13人である。

教員の個人評価の改善を図るために、評価委員会の個人評価部会において、評価項目、評価方法、実施方法等の見直しを行うとともに、評価結果の待遇面への反映や評価の低い者に対するフィードバック方法の検討をしている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開する上で必要な教務関係や厚生補導等を扱う事務職員等は、主に事務局教学課に所属するほか、附属図書館及び学部事務班に所属している。

専任スタッフは企画広報室7人、教学課15人、附属図書館2人、COC+推進室2人となっており、そのほか非非常勤職員も配置されている。

各学部、附属図書館、共通教育に係る語学教育推進室等には、教育補助業務を行う教育支援者として、事務職員を配置し、施設使用や学習支援等に関する業務を行っているほか、国際交流センターには外国人交流員を1人雇用し、学生の国際交流活動の支援業務を行っている。

各学部における実験・実習等の授業において技術職員を配置していないが、助手及び助教が授業科目担当教員と協力し、技術面の補助活動を行っている。

大学教育開発センターではすべての部会に合計13人の事務職員が配置されているほか、COC+推進室には教育コーディネーターを4人雇用し、企画立案活動に取り組んでいる。この取組は、外部評価として実施された、公立大学政策・評価研究センター主催の「平成27年度第2回大学評価ワークショップ（岡山

県立大学)」(以下「大学評価ワークショップ」という。)のピアレビューにおいて、大学教育開発センターのFD活動に職員が参加し、教職協働を進めている点が高い評価を受けている。

また、学部教育の充実に寄与し、大学院学生の教育実践力の向上に役立たせるために、共通教育における語学教育科目や情報教育科目、学部教育における実験・実習科目等を中心に成績優秀な大学院学生をTAとして雇用している。平成27年度においては、延べ人数で246人のTAを主に授業の実験・実習等の教育補助者として活用している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の個人評価の結果、改善を求められた教員に対して学長が個別面談を行い、教育及び管理運営の改善につなげている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

建学の理念及び大学の目的から当該大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、求める学生像を

- 「・人間・社会・自然について幅広く学び、それらの関係性を探究したい学生
・実学を身に付け、国内・国外の幅広い分野で社会に貢献したい学生
・新技術・知識の創出に意欲を持ち、地域と世界に向けて発信したい学生」

とし、各学部について学科ごとに、各研究科について専攻ごとに、それぞれに求める学生像が定められている。

例えば、保健福祉学部看護学科では、求める学生像が以下のとおり定められている。

- 「・人間や健康、人々の暮らしに強い関心を持っている学生
・他者を思いやる気持ちがあり、人と関わることが好きで共に成長したいと考える学生
・看護の多様な側面を学ぶ上で必要な基礎学力があり、探究心を持つ学生
・何事にも前向きに取り組み、チャレンジ精神がおう盛な学生
・看護のプロフェッショナルとして地域や国際社会に貢献したい学生」

また、学士課程の入学者受入方針の中で、入学に際して身に付けていることが望ましい基礎学力について記載している。

入学者選抜の基本方針については、詳細にわたって明文化されたものはないものの、選抜要項において選抜方法とそれによって評価する能力について示している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度から見直しを行い、改定された入学者受入方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程においては、一般入試、特別入試（専門学科1人以上の合格を含む推薦入試、帰国生入試、私費外国人留学生入試）、3年次編入学により、幅広く門戸を開き、多様な選抜を入学者選抜要項に基づき実施している。

一般入試（前期・中期・後期）では、全学部でセンター試験及び個別学力検査により、当該大学の教育を受けるために必要な基礎学力等を判定するとともに、各学部・学科の求める学生像に沿って、必要な学力、論理的思考力、表現力及び学習意欲等を判定している。個別学力検査では、筆記試験、小論文、実技試験、面接等について、学生募集要項等に評価基準を明示して実施している。情報工学部では、受験機会

の拡大と多様な入学生の獲得を目的として、一般入試中期日程を設けている。

特別入試（推薦入試、帰国生入試、私費外国人留学生入試）のうち推薦入試では、学習成績等を出願要件として定め、これに基づき高等学校からの推薦を得た出願者に、小論文、実技試験、面接（一部は教科に関する試問を含む。）等を課し、意欲や適性等を判定している。帰国生入試では、学習成績に関する出願要件を定めず、小論文、実技試験、面接（一部は教科に関する試問を含む。）等を課し、書類審査の結果と併せて判定している。私費外国人留学生入試では、日本留学試験の指定科目の受験及びTOEFL(iBT)試験の受験を課し、その結果を書類審査し、小論文、実技試験、面接（一部は教科に関する試問を含む。）等の試験結果と併せて判定している。

大学院課程においては、希望する研究分野、必要な専門的能力、研究と勉学意欲等に関して外国語や専門の筆記試験、口述試験、面接等を行っている。

各研究科では、博士前期課程、修士課程、博士後期課程とも複数回の試験を実施している。また、海外留学生を確保するため、英語版の学生募集要項を作成し、配布している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜（特別入試・一般入試）では、常任委員会として、入試委員会を委員会設置規程に基づき設置している。委員長を学長とし、学生部長、各学部から1人、事務局長の6人により構成し、学力検査の実施教科・科目、学生募集、試験実施方法の改善等の基本的事項を決定している。

下部組織として、委員会専門委員会細則に基づき入試実施専門委員会を設置し、委員長、学部8人（学科ごとに教授ないし准教授1人）、事務局1人（教学課長）の10人で構成し、大学入試センター試験、個別学力検査における具体的な選抜の作業内容を決定するとともに、試験実施本部を設置し、実施に当たっている。学部の入試委員会に相当する部門は各学部の企画運営委員会等であり、そこで取りまとめられた入試内容等の提案事項は、学部教授会や学科教員会議の意見を聴取した上で、学部案として入試委員会に諮られている。

すべての試験について作業マニュアルを作成し、説明会を実施することでその運用の徹底を図っている。

また、個別学力検査の実施中は、問題作成委員も待機し、問題の最終点検と質問等に対応している。

個別学力検査の出題と採点は、「入学試験問題の作成に関する流れ」に基づいて管理されている。出題においては、問題作成者と作成者以外によるダブルチェック、採点においては、個別学力検査等問題校正指針に基づき、複数の採点委員によるダブルチェックを実施している。なお、採点上の正確を期すため、問題作成委員は採点委員を兼ねることを申し合わせている。

合否の判定は、各試験の採点結果が担当事務にて入力・確認された後、各学部に返送された関係資料を基に、学科、そして学部の判定会議が行われ、その結果を全学の入試委員会にて審議し、学長が決定している。

大学院課程の入学者選抜では、研究科長及び専攻長を議長とする研究科委員会及び専攻会議において、選考基準や選抜方法の検討を行い、入試委員会にて入学者選抜要項や問題作成のチェック体制等を決定し、個別事項は、各研究科で決定している。各研究科に設置する入試実施委員会において実施運営が決定されている。また、各研究科、各専攻では出題・採点に関して、出題・採点担当者がチェックの後、専攻長等を介するダブルチェック体制を取るなど、公正が期されている。

入学者選抜の透明性の確保及び次年度以降の受験生への情報提供のため、受験者数、合格者数、入学者数、合格者平均点等の入試統計資料の情報をウェブページで公開している。また、学士課程のすべての入

試について、期間を定め、受験生の請求に応じて、個人の成績を開示している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

第2期中期計画において、「求める資質の入学者を適切に選抜するため、入学者選抜方式及び試験内容の見直し・改善を図る。」と定め、また年度計画において「入学者を適切に選抜するため、選抜方式（推薦・一般）ごとに、学生の入試成績、入学後の学修到達状況、能力、適性等を様々な観点から分析し、入学者選抜方法や試験内容を改善する。」と定めており、平成26年度までは学部・学科における検証活動にて、平成27年度からは大学教育開発センターのアドミッション部会において、学部入学者アンケートや入学後の成績の追跡調査等を企画実施し、毎年度発行する『教育年報』に公表している。また、各学部・研究科においては、受験者数や入学者数等のデータを含む『教育年報』の内容に基づいて検討や企画立案を行い、全学の入試委員会にて審議・決定している。

入学後の成績の追跡調査については、入学試験区分と入学後成績との関係分析として、平成18年度入学生以降実施し、『教育年報』で公表しており、学部ごとの改善に活かされている。例えば、栄養学科では、推薦入試の入学生の追跡調査の結果、他の入試区分での入学生に比べて入学後に成績の低下傾向がみられたことから、平成24年度から推薦入試に理科の口頭試問を導入している。その結果、その後の追跡結果では、他の入試区分で入学した学生との差はみられなくなっている。

入学者受入方針及びセンター試験の採用科目の見直しを含む入試内容の変更については、平成25年度に見直し、策定、公表しており、平成27年度入試から変更している。

また、大学院入試に関しては、入学者受入方針に示すグローバル人材育成のための方法の検討を行うなど、各研究科委員会を中心に入試方法の改善に向けた取組がなされている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成24～28年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・ 保健福祉学部：1.04倍
- ・ 情報工学部：1.16倍
- ・ デザイン学部：1.03倍

[修士課程]

- ・ デザイン学研究科：0.58倍

[博士前期課程]

- ・ 保健福祉学研究科：0.89倍
- ・ 情報系工学研究科：1.05倍

[博士後期課程]

- ・ 保健福祉学研究科：1.08倍
- ・ 情報系工学研究科：0.43倍

デザイン学研究科（修士課程）及び情報系工学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低いものの、留学生の受入の促進や新たな資格の取得を可能にする等の取組が行われている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定めている。

「本学は、学位授与の方針に掲げる人材を育成するため、次のような教育課程を編成しています。

1. カリキュラムは、共通教育科目、学部教育科目及び教職教育科目に区分しています。
2. 共通教育科目では、基礎的知識の体系的理解、生涯にわたる知的活動や社会生活に必要な論理的思考力・問題発見力・批判力・情報処理等汎用的技能の修得、地域連携を通じた社会人基礎力や課題解決力の修得、グローバル化の時代に役立つ語学・異文化理解によるコミュニケーション力の修得を柱として、知的自律性を培うための教養と技能を涵養する教育を全学生に実施します。
3. 学部教育科目では、共通教育科目の修得で獲得した知識と技術を基盤に、所属学科・専攻等ごとに専門の学術を学び、さまざまな社会的要請に的確に対応できる専門性と実践的能力を育成します。
4. 学部教育のカリキュラムは、所属する学科等のカリキュラム・ポリシーに基づいて専門性・問題解決能力の修得に向け編成しています。
5. 共通教育科目及び各学部教育科目を通じて、地域課題を知り、それを解決に導くための理論と基礎及び実践的方法を修得します。
6. 教職教育科目では、栄養学科に栄養教諭一種免許課程、保健福祉学科子ども学専攻に幼稚園教諭一種免許課程を設けています。」

各学部、各学科においてもそれぞれに教育課程の編成・実施方針が定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度から見直しを行い、改定された教育課程の

編成・実施方針を平成 29 年度から実施することを決定していることを確認している。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

共通教育科目は、修学基礎、人文・社会科学、自然科学、健康科学、語学国際、社会連携の 6 カテゴリーに区分して開講し、大学及び学科への導入教育、教養の基礎やスキルを培う教育、グローバル基礎教育、地域社会と連携するキャリア基礎教育を担う多様な内容の科目及び講義や演習等の授業形態の科目により構成されている。

保健福祉学部の学部教育科目は、基礎から専門にかけて講義科目を配置し、演習、実験、実習科目を設置するとともに、幅広い専門性を身に付けることができるように、選択履修できる他学科の科目の履修を可能としている。また、看護・栄養・福祉の 3 分野からなるチーム医療における各専門職の重要性を学ぶ選択科目を設置し、さらに、課題発見・解決能力を育成するための卒業研究を義務付けている。また、国家資格試験の受験資格を満たすための課程が設置されており、保健福祉学科子ども学専攻では、幼稚園教諭を養成する教職課程が置かれており、栄養学科では、栄養教諭を養成する教職課程が置かれている。卒業生には、看護学科では看護学、栄養学科では栄養学、保健福祉学科では保健福祉学の名称を付記した学士の学位が授与されている。

情報工学部においては、専門基礎科目である情報系科目については、3 学科横断型の科目配置を行い、教育の均等化と統一化を図り、専門科目については、各学科の教育課程の編成・実施方針に準拠した独自の教育課程を編成している。最終学年では、1 年を通じて卒業研究を行い、研究対象に関する深い知識の獲得や、自らが発見した問題を解決に導くための計画立案・遂行能力を養っている。卒業生には工学の名称を付記した学位が授与されている。

デザイン学部においては、2 年次からは両学科とも領域に分かれて、新たな文化価値を創造するために必要な学科専門教育科目及び講義と演習からなる領域専門教育科目を開講している。学科専門教育科目では、各自の志向に基づき、自主的に選択できる演習科目を中心として編成している。企画提案力に必要な発想から情報分析、課題解決までのプロセスを身に付けるために、領域専門教育科目は複数の専門領域が用意されており、横断的に学ぶこともできるよう編成している。また、自ら発見した課題解決のために 1 年間を通じて卒業研究を履修している。デザイン工学科においては、建築士等国家資格試験の受験資格のための課程が設置されており、新入生ガイダンスの際には履修案内を配布して周知が図られている。卒業生には、デザイン学の名称を付記した学位が授与されている。

また、各学部において、カリキュラム・マップが示されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズへの対応として、編入学、転学、再入学、学部及び学科の移籍を許可することができるとし、他学部や他大学授業科目の履修及び短期大学等大学以外の教育施設等における学習等、入学前の既修得単位の認定について 60 単位を上限に定め、実施されている。

他大学授業科目の履修に関しては、岡山県下の国公私立 16 大学による「大学コンソーシアム岡山」に参加し、参加大学と単位互換協定を締結し、多様な授業形態での受講機会が提供されている。平成 22～27

年度において、他大学からの履修者が35人、当該大学からの履修者が39人となっている。

平成27年度の文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に当該大学主導の事業「地域で学び地域で未来を拓く‘生き生きおかやま’人材育成事業」が採択されている。この事業を推進するための教育改革プログラムとして、平成28年度より副専攻「岡山創生学」が開設され、共通教育の社会連携カテゴリー科目として「おかやまボランティア演習」等の地域で学び、キャリア形成を図るための副専攻5科目（必修）が新設されている。「岡山創生学」には、初年度から該当学年の3分の1近くの学生が参加している。さらに、これらの科目と学部教育におけるキャリア形成に資する複数の専門科目とを融合させ、新たな教育課程が編成されている。

インターンシップ（職場体験型授業）については、正課、課外ともに学部ごとに編成、実施されており、保健福祉学部では平成27年度において760人に達する学生がインターンシップを実施している。

共通教育の修学基礎カテゴリーでは、大学教育への意識付けを行う授業科目「大学で学ぶ」をはじめ、日本語表現の基礎を改めて学ぶ授業科目「日本語表現」、さらには学科ごとのクラスで行う授業科目「フレッシュマンセミナー」等では各学部・学科の学生に求められる資質や基礎知識を身に付ける教育を実施している。平成28年度から「基礎英語」等の科目を、使える英語を目指す「English Language Program 1～6」に改訂し、科目ごと8学科に対して12クラス編成として少人数授業を行うとともに、語学教育推進室を自習場所として提供し、授業時間外にTAを活用して相談に応じるなど、自習の場所と機会を提供し支援している。また、語学教育推進室では、英語高度化プロジェクトに取り組み、使える英語教育のため、自主的に開発したスピーキング教材を活用している。平成25年度入学生からは2年次後期にTOEIC受験を課し、平成28年度入学生からは入学直後と2年次後期に英語の成績にその結果を加味している。

保健福祉学部では、平成18年度に採択された文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」において、多専門職種間でのチームワーキング力を育成する事業「実践的チームガバナビリティ育成教育」に取り組み、事業期間終了（平成21年度）後も、この事業で開発された基幹科目「チームガバナビリティ演習」が継続して開講されている。

デザイン学部では、平成22年度に採択された文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」において、県内外の関係団体等の協力により「産学官連携・デザイナーの巣作りネットワーク」を整備し、企画提案力があるデザイナーを育成する事業「デザイナーの卵 孵化推進教育プログラム」に取り組み、事業の最終目標であった就職率95%を平成23年度に達成している。当事業終了後は、平成24年度文部科学省による後継事業「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」における「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（幹事校・島根大学）に連携大学として参加し、体系化された「技術者・デザイナー養成プログラム」の構築に取り組み、さらに岡山理科大学、山口東京理科大学とサブグループを形成し、連携の下、共同プログラムを開発、実施している。就業力GP取組期間中から構築を続けたネットワークを活かした事業「仕事をデザイン創造する産学官連携人材育成教育」（平成24～26年度）に取り組み、この間に開発された基幹科目「フレッシュマン就業力セミナー」を継続して開講しており、デザイン学入門者に必要なキャリア形成のための内容を教授するとともに、「中国・四国圏域での産官学協働によるインターンシップ等の推進（テーマB）」（平成26～27年度）により地域連携によるインターンシップ事業が展開されている。

また、教育の活性化を促すため平成21年度から、学内の競争的資金「教育力向上支援事業」を実施し、多数の応募の中から優れた取組を採択し、経費を配分している。例えば、保健福祉学部において保健・医療・福祉専門職教育のための模擬患者（SP）参加型教育プログラムや多職種協同型教育プログラム、情報工学部においてスマートプロトタイピングのための学習強化プログラムの開発、デザイン学部において

NC加工を活用した生産システム教育プログラム、ITコンテンツデザインコースにおけるプロジェクトを用いた教育プログラム等が開発、試行されている。これらの取組について、教員組織の活動をより活性化する取組として、外部からの高い評価を得ている。

その他、グローバル化への対応として、海外の学術交流協定締結大学の協力により、「語学文化研修」(英語・韓国語・中国語)が実施されているが、平成25年度よりこれを単位化し正規の授業科目として位置付けている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

学則において、授業の方法に関して、「講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と定めている。授業形態別の開設授業科目の割合は、共通教育科目では講義56.2%、演習43.8%、保健福祉学部では講義49.3%、演習31.0%、実験4.0%、実習15.6%、情報工学部では講義78.5%、演習11.4%、実験10.0%、デザイン学部では講義37.1%、演習57.6%、実験0.4%、実習4.9%となっている。

共通教育科目及び学部教育科目においては、教育内容に応じて、授業方法の併用や、授業形態を組み合わせ、授業を編成している。

共通教育科目の授業は、コンピュータ、インターネット、ビデオ教材等の多様な教育用メディアを活用して行われている。ALC(CALL教室2室(パソコン各44台、48台設置)、情報処理演習室(パソコン60台設置))や独自開発のスピーキングテスト「OPEN VOICE」システムを活用したe-learningが正課及び課外にて実施されている。

保健福祉学部の教育課程の演習・実習科目では、プロジェクト基盤学習(以下「PBL」という。)やシミュレーション、グループ学習等を取り入れたアクティブ・ラーニングに取り組み、設備や実験機器を活用した体験型、探求型の指導法が取り入れられている。情報工学部の教育課程では、実験・演習科目の一部には設備や実験機器を活用したPBLが取り入れられている。デザイン学部の教育課程の演習科目では、実技を併用した授業科目を取り入れるとともに、設備や制作機材を活用したPBLや産学官連携によるフィールド型授業が一部に取り入れられている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間が定期試験等の期間も含め35週確保されている。また、各授業科目の授業が15週にわたる期間を単位として行われている。学年暦は、履修案内の「教務・学生生活スケジュール」に示されており、毎年度始めに学生に配布している。

履修案内において1単位の学習時間が45時間であること、1単位あたり講義で30時間、演習では15時間の予習・復習を行う必要があることを記載し、学生に対しては、入学時のガイダンス等において周知を図っている。

履修規程において、学部ごとの1年間に登録することができる単位数の上限は、保健福祉学部では56単位、情報工学部とデザイン学部では48単位と定められている。なお、この単位数には副専攻「岡山創生

学」関係の履修単位も含まれている。また、各学部は卒業研究着手要件（3年次終了時に満たすべき卒業研究等の履修要件）を定め、卒業研究等の着実な履修による単位の実質化を図っている。

卒業要件単位数は、保健福祉学部の看護学科が130単位、栄養学科が128単位、保健福祉学科が124単位、情報工学部の情報通信工学科が124単位、情報システム工学科が125単位、人間情報工学科が126単位、デザイン学部のデザイン工学科と造形デザイン学科が124単位以上であるが、卒業生の平均修得単位数は、平成27年度では保健福祉学部で152単位、情報工学部で132単位、デザイン学部では127単位となっており、平成26年度では保健福祉学部で151単位、情報工学部で132単位、デザイン学部では127単位となっている。

平成27年度学生アンケートにおいて、1週間あたりの自習時間の確認を行い、その結果は1日あたり平均約1.7時間となっている。しかしながら、週5時間未満の学生が30.5%であり、この結果は学年を問わず類似の分布傾向となっており、授業外学習時間（自習時間）の確保が望まれる。別途実施した学生による授業評価アンケートでは相対的に演習や実技科目の方が講義科目より予復習時間が長く、専門科目の方が共通教育科目より長めとなっている。また、共通教育科目では英語を中心とする語学系科目が他の科目よりも自習時間が長い結果となっている。

これらの結果を踏まえ、平成28年度において、授業方法や支援の在り方、シラバス等の見直しにより自主学習の促進に向けた取組を実施することが計画されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、共通教育科目及び学部教育科目ともに統一した書式にて、各科目の授業科目名（和文及び英文）、開講学部等、学科（ないし共通教育カテゴリ）、担当教員、開講期及び単位数、対象学生、授業概略と目標、到達目標、履修上の注意、授業計画とスケジュール、成績評価方法と基準、教科書、自主学習ガイド及びキーワード、開講年度、備考等が具体的に明記されている。履修科目の選択や履修計画の立案に役立つよう全授業科目について、電子シラバスとしてウェブページ上に掲載している。シラバスの入力内容を承認する責任者は、共通教育科目については各カテゴリーのシラバスチェック責任者、学部教育科目については各学科の教務専門委員会委員、大学院開講科目については各専攻の専攻長となっている。

シラバスは、学生が授業科目を履修する際に活用しており、平成27年度の学生アンケートで、82.1%の学生が何らかの形でシラバスを利用しているという結果となっている。満足度については「よく役に立っている」、「まあまあ役に立っている」、「普通」と答えた学生が80.4%であった。しかし、「ほぼ全ての履修科目をほぼ毎回」と答えた学生は6.6%と少なく、また、よく見る項目のうち「評価」が37.5%であるのに対して、「授業スケジュール」が25.0%、「授業科目の到達目標」が9.6%と相対的に低い結果であったことから、平成28年度は、授業での活用を促すよう、新たな作成要領に基づきシラバスを作成している。

その新たな作成要領では、「到達目標」として、学生が課題等を通じて達成すべき目標を記載することで学習成果の到達点を明確にし、また、「授業計画とスケジュール」では各回の授業テーマを箇条書きにするだけでなく、教授内容についても可能な限り追記することで、シラバスの活用による授業外学習を意識付ける内容となるよう変更を加えている。また、英語等の複数クラスによる同一科目名の授業については、シラバスの統一を図り、授業内容や成績評価方法に不均衡が生じないようにするとともに、教員によるシラバスの入力内容については、カテゴリーに応じて承認者を設定し、不備がある場合には差し戻すなど、公開前に組織的な点検ができるようにしている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生への配慮としては、すべての学部・学科において、大学における学習への移行を円滑にするために、推薦入試入学手続者に対する入学前教育を実施している（1～4回、回数は学科による。）ほか、実験・演習科目へのTAの配置、複数教員担当制や登校時の自習計画の確認等の方策を学部・学科の状況に応じて実施している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は以下のとおり定められている。

「建学の理念である「人間尊重と福祉の増進」の具現化に向けて、地域社会や他の教育研究機関との自由かつ緊密な交流連携の下に、人間・社会・自然の関係性を重視した実学を創造し、それを研究教授することによって知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く人材の育成を図り、もって地域の学術文化の進展及び産業の振興に寄与することを目的としています。したがって、次の能力を身に付け、かつ卒業の要件を満たした者に学位を授与します。

- ・ 豊かな教養と高い人間性を身に付けている
- ・ 専門性を修得し、課題を発見し解決できる能力を身に付けている
- ・ グローバルに活躍し得る企画提案力とコミュニケーション力を身に付けている

大学としての学位授与方針に沿って各学部と各学科においても、学位授与方針がそれぞれ定められている。

例えば、保健福祉学部における学位授与方針は、以下のとおり定められている。

- 「・ 看護、栄養、福祉のそれぞれの分野における十分な専門的知識と技術を身に付けている
- ・ 科学的、論理的思考に基づいた課題探究と解決に必要な多様な基礎知識とそれらを活用する能力を身に付けている
- ・ 豊かな感性、倫理観を有し、人を支援する心を身に付けている
- ・ 外国語を含めたコミュニケーション能力を身に付けている
- ・ 将来にわたって応用知識・技術を積み上げていける力を身に付けている」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度から見直しを行い、改定された学位授与方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価については、学則及び履修規程等で明確に定めており、履修案内に明記するとともに、ガイダンスを通じて学生に説明し、周知を図っている。

成績評価基準は、学則に「試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。」と定められている。また、成績評価の評語と評点の関係も学則に定められており、Sが100～90点、Aが89～80点、Bが79～70点、Cが69～60点、Dが59点以下としている。

各授業科目の成績評価については、シラバスに「成績評価方法と基準」として記載されており、全科目とも電子シラバスとして、ウェブページに公開し、学生に周知を図っている。成績評価、単位認定は、シラバス上に記載している成績評価基準に基づき、各授業担当教員が実施している。さらに、平成29年度から評価の統一的な基準を明文化し、履修案内に反映させることが決定されている。

平成27年度入学生からは、GPA制度が共通教育科目及び学部教育科目に導入されている。GPA制度の導入を機に、成績の客観的かつ厳格な評価を図り、その結果を成績不振者の指導等に活かすとともに、平成28年度からGPAを授業料減免申請者の順位付けの参考値として採用している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

試験は原則として前期末と後期末の年2回行われている。採点后、提出した課題レポート、テスト答案、作品等は、教員又は教学課窓口において返却するとともに、学生からの成績に対する問合せについては、全学的な成績問合せ期間を設け、授業担当教員が直接対応している。採点ミス等があった場合には処置を講ずるとともに、成績の訂正があった場合には、教学課にて記録を残している。成績への異議申立てに組織的に対応するため、成績評価異議申立てに関する要領を定め、平成28年度前期成績交付時から適用、実施している。

平成28年度当初において、平成27年度における成績分布の組織的確認が実施されている。点検の結果、各学部における組織的な成績評価等の客観性、厳格性を担保するための工夫については、平成27年度までは各学部とも卒業研究等の一部科目に適用されているに留まっていることや、学科の科目間及び共通教育（全学教育）のカテゴリー間の成績分布の差異が顕著であることが確認されている。

この結果を踏まえて、履修登録者20人以上の科目について、成績分布状況において過小あるいは過大の傾向が顕著である事例について、学科長、専攻長等が該当する授業科目担当教員と面談し、必要に応じて助言を行うことが、平成28年度に試行されている。適切な成績分布の在り方についての組織的な検討を含め、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための更なる措置について、全学的に一層改善することが望まれる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は、学則及び履修規程に定められており、大学及び学部・学科ごとに教育目標として定めている能力を身に付け、かつ卒業の要件を満たした学生に学位を授与することを学位授与方針として明示しており、履修案内等に記載するとともに、大学ウェブページにおいて公開している。また、卒業認定基準、学位授与方針は、履修案内を用いた新入生ガイダンスをはじめとするオリエンテーションにおいて学生に対して説明し、周知を図っている。

各学部における卒業の認定は、学位授与方針を踏まえ、履修規程において定めた卒業要件単位以上を修得した学生について、各学部卒業判定会議で確認し、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

各研究科・専攻において教育課程の編成・実施方針は以下のとおり定められている。

保健福祉学研究科においては、

「学位授与の方針に掲げる人材を育成するため、次のような教育課程を編成しています。

1 広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力とグローバルな視野並びに高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うための博士前期課程と、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識並びにグローバルな視野を養うことを目的とした博士後期課程（保健福祉科学専攻）を置いています。

2 博士前期課程は、看護学の理論と技術を修得する組織的な教育研究を行い、看護技術やケアシステムに関連した諸問題を解決できる人材を育成する看護学専攻、栄養学の理論と技術を修得する組織的な教育研究を行い、食品の機能や臨床栄養などの人の健康に関連した栄養学的な諸問題を解決できる人材を育成する栄養学専攻及び保健福祉学の理論と技術を修得する組織的な教育研究を行い、保健福祉に関連した臨床や政策の諸問題を解決できる人材を養成する保健福祉学専攻の3専攻を置いています。

3 博士後期課程は保健福祉科学専攻からなり、看護・栄養・福祉のそれぞれの分野において高度の見識と、より専門的な視点から科学的にアプローチする研究を行うための3大講座を置いています。

4 カリキュラムは、それぞれの専攻のカリキュラム・ポリシーに従って、講義・演習科目と特別研究から編成しています。」

としている。情報系工学研究科及びデザイン学研究科についても同様に定められている。

各専攻の教育課程の編成・実施方針についても、研究科の方針に沿った内容でそれぞれ定められており、新入生オリエンテーション等の機会に、大学院履修案内等を用いて説明し、周知を図っている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度から見直しを行い、改定された教育課程の編成・実施方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

保健福祉学研究科博士前期課程では、高度な専門的知識・技術を向上させるための教育・研究を行い、専門職としての「問題解決能力」を持つ指導者、管理者、実践者等の育成を目指している。学生が所属す

る各専攻内での講義、演習、セミナー等の学習や研究を通じて専門性を深めるだけでなく、3専攻共通の講義や演習、他専攻の科目の履修により、幅広い知識と能力の育成を図っている。

保健福祉学研究科博士後期課程では、看護学大講座においては、看護システムやケア開発、看護の質向上に資する教育・研究を進められるように、教育課程が編成されている。栄養学大講座においては、食事に伴う栄養現象を分子生物学的アプローチにより解明を目指した教育・研究が進められるように、教育課程が編成されている。保健福祉学大講座では、児童、障害児・者、高齢者の自立支援に関する教育・研究が進められるように、教育課程が編成されている。

保健福祉学研究科全体において、学位に相応しい教育研究の内容・水準を維持するための工夫として、教育課程を学問の発展や社会のニーズにあわせて、改善する取組が行われている。例えば、平成25年度の保健師養成課程の設置に伴い、実践力と国際的・研究的視点を備え、社会に貢献できる専門職業人としての保健師を育成することを目的とした教育課程を構築し、それに相当する多くの科目を配置している。

情報系工学研究科博士前期課程では、学士課程における教育と研究を発展させ、情報工学、電子工学、通信工学、機械工学、人間工学等の高度な知識の横断的な学びを促し、柔軟な応用力を備えた技術者・研究者を育成するための教育課程が組まれている。平成28年度に教育課程の編成・実施方針を改定し、それまでの科目カテゴリーにおける5領域を学士課程分野に合わせた3領域に改め、学士課程における教育と研究との接続性を高め、かつ柔軟な応用力を授けられるように、教育課程を改組している。

情報系工学研究科博士後期課程では、従来、博士前期課程の科目カテゴリーに準じた名称で大講座を開設していたが、博士前期課程改組時の計画に沿って、科目カテゴリーの位置付けにおいて「領域」に改めるとともに、教育課程の編成・実施方針が改定されている。

デザイン学研究科修士課程では、幅広い視野の下、独創的で造形的なデザインを発信できる能力を身に付けるため、美学・美術史や造形文化、及びマネジメント等に関する多様な専攻共通科目を通じて教養と研究スキルを磨き、各々の専攻に各2領域のカテゴリーとして置かれている領域科目を通じて、専門分野の研究及び制作スキルを身に付け、さらに、各専攻における修了研究を念頭においた領域共通科目により教育課程が編成されている。また、学位取得のための成果物として修士論文と作品の両方を課しており、一つの研究テーマの下、作品及び作品提案の根拠付けとなる論文の作成に取り組むなど、工夫されている。

当該大学院の博士前期課程を修了した者に対しては、修士の学位、博士後期課程を修了した者に対しては、博士の学位を授与している。なお、授与される修士又は博士の学位には、専攻分野に応じて、保健福祉学研究科では看護学、栄養学、保健福祉学、情報系工学研究科では工学、デザイン学研究科ではデザイン学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生が職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生として認め、職業等に従事しながら計画された履修期間内に学位取得を目指すことのできる長期履修制度を設けている。平成27年度においては、社会人学生14人のうち長期履修制度適用は9人となっている。

なお、入学前の単位認定及び、他研究科並びに大学院等での履修に対する単位認定については、平成25年度から平成27年度までで実績が0件であり、他学部（全学教育科目を含む。）の履修に対する単位認定

は、平成25年度は0件、平成26年度は1件、平成27年度は1件となっている。

保健福祉学研究科博士前期課程の看護学専攻では、地域における保健・医療分野での指導者の人材の育成、及び地域看護における課題やグローバルな課題に取り組むことができる能力を育てるために教育課程を充実させている。また、保健師国家試験受験資格のための科目を開設している。栄養学専攻では、栄養情報学、食デザイン学、基礎栄養学等の分野の教育と研究により、地域社会に貢献できる人材を育成するとともに、社会からの要請、栄養学分野の研究動向を見据え、教育課程を充実させている。また、他研究科の教員と協働で学際的な講義を実施している。保健福祉学専攻では、児童、障害児・者、高齢者の自立支援、少子高齢化に対応した教育・研究が進められるよう、教育課程の充実を図っている。また、国際的に災害医療援助活動を行うNGOから講師を招へいし、専攻共通科目の講義や演習等として実施するなど、教育課程の編成と授業内容が工夫されている。

情報系工学研究科博士前期課程システム工学専攻では、電子情報通信工学領域、機械情報システム工学領域及び人間情報システム工学領域を有し、情報工学とそれに関連する工学分野の発展に対応できる教育課程を編成している。授業科目については、教員の先進的研究を活かした「人工知能特論」等、講義・演習が整備されている。

デザイン学研究科修士課程のデザイン工学専攻では、工業製品等及び製品と人のインタラクション等を学ぶ授業科目領域並びに建築空間から街づくり・環境づくりまでを学ぶ授業科目領域を有し、領域共通科目では領域を超え融合を図る内容が扱われている。また、建築士試験受験資格における実務経験（1年）を認定するための教育課程が整備されている。造形デザイン学専攻では、印刷メディアからデジタルコンテンツまでを学ぶ授業科目領域及び生活空間や展示空間等に関するものづくりを学ぶ授業科目領域を有し、領域共通科目では、デザインのプロジェクト・マネジメントを学ぶよう工夫されている。専攻共通科目では美学系科目や、論文執筆の基礎を学ぶ演習「学術論文作法」等を配置している。

各研究科において、授業担当教員における研究成果として執筆された著書や学術論文等の内容が、授業科目に反映されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科の教育目標、教育課程の編成・実施方針に沿って、授業科目を講義、演習、実験、実習等として開講し、教育内容に応じた学習指導を行っている。少人数制あるいはマンツーマンの指導体制による実践的教育を実施するとともに、理論的考察能力等を高めるために、適切な研究テーマの設定の下で、実験や実技におけるデータの取得、国内外の文献調査等を行うとともに、学会や研究会等での発表を経験させている。

保健福祉学研究科では、授業科目の一環として海外の学術交流協定締結大学等との協力によるグローバル教育及び地域自治体や研究機関との連携による教育に取り組んでおり、フィールド型教育や連携型教育を学外連携の下で進め、学内の講義・演習等との適切なバランスを図り、教育内容に応じて学習指導法の工夫を実施している。

デザイン学研究科では、学士課程教育との接続や大学院学生の教育能力の向上を目的として、学部・大学院合同授業を企画・実施している。また、コンペティション参加を経験させること等により、研究能力の向上を図っている。

なお、授業形態別の開設授業科目の割合は、保健福祉学研究科看護学専攻（博士前期課程）では講義 58%、演習 40%、実習 2%、保健福祉学研究科栄養学専攻（博士前期課程）では講義 71%、演習 29%、保健福祉学研究科保健福祉学専攻（博士前期課程）では講義 58%、演習 42%、保健福祉学研究科保健福祉学専攻（博士後期課程）では講義 92%、演習 8%となっている。情報系工学研究科システム工学専攻（博士前期課程）では講義 92%、演習 4%、実験 4%、情報系工学研究科システム工学専攻（博士後期課程）では講義 95%、演習 3%、実験 3%となっている。デザイン学研究科デザイン工学専攻（修士課程）では、講義 53%、演習 43%、実習 3%となっている。デザイン学研究科造形デザイン学専攻（修士課程）では、講義 38%、演習 62%となっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間が定期試験等の期間を含め 35 週を確保されており、各授業科目の授業は 15 週にわたる期間を単位として行っている。学年暦は、履修案内の「教務・学生生活スケジュール」に示されており、毎年度始めに学生に配布している。

各研究科では、学生に対し専攻別ガイダンス時に、研究科教務担当教員や研究指導教員を通じて、単位の实質化への取組と、シラバスに基づいた授業内容に応じた学習指導、研究指導を行うとともに、主体的な学習を促すため、それぞれの専門性に配慮した科目の選択、履修方法及び研究内容について指導を行っている。また、授業外においても個別に指導、助言、相談に応じている。

修了要件単位数は博士前期課程・修士課程においては、予習復習や修了研究のための時間確保を考慮して、30 単位以上としている。

平成 27 年度学生アンケートにおいて、1 週間あたりの自習時間の確認を行い、その結果は 1 日あたり平均約 2.3 時間となっており、学部学生に比べて週あたり 4 時間程度多いが、18.2%の学生が、週 5 時間未満であり、授業外学習時間（自習時間）の確保が望まれる。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、履修科目の選択や履修計画の立案に役立つよう全授業科目を電子シラバスとしてウェブページ上に掲載している。シラバス登録の際には、専攻長が点検し、承認をしている。

平成 27 年度の学生アンケートでは、77.1%の学生がシラバスを利用しているとの結果となっている。満足度については「よく役に立っている」、「まあまあ役に立っている」、「普通」と答えた学生が 77.0%となっている。しかし、「ほぼ全ての履修科目をほぼ毎回」と答えた学生は 4.7%と少ない。

平成 28 年度は、授業での活用を促進することを目指し、新たな作成要領に基づきシラバスを作成している。その新たな作成要領では、各科目の「授業科目名（和文及び英文）」、「開講研究科」、「専攻」、「担当教員」、「開講期及び単位数」、「対象学生」、「授業概略と目標」、「到達目標」、「履修上の注意」、「授業計画とスケジュール」、「成績評価方法と基準」、「教科書」、「自主学习ガイド及びキーワード」等を具体的に明記し、学生の主体的な学習を促すとともに、授業内容の充実・高度化に対応し、課題解決に向けて自主学习のための時間を確保することを目指している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究指導、学位論文等（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導体制としては、大学院学則、大学院履修規程、学位規程及び各研究科の規約に基づき研究科委員会において審議し、学生ごとに指導教員を定め、指導教員が授業の履修指導、実験、学内外での研究発表、論文等の作成に関する指導を行っている。指導に当たっては、指導教員が学生と十分に話し合い、学生の考えを尊重し、研究計画を立てさせ、その計画に基づいて指導が行われている。保健福祉学研究科と情報系工学研究科の博士後期課程においては、指導教員に副指導教員を配置している。

指導教員は、学生の研究の進捗状況を確認し、論文の完成に向けた助言を行い、かつ審査に活かすため学内発表会を実施し、研究の遂行をサポートしている。

なお、全研究科について、研究倫理意識を高めるために、平成28年度より大学院履修案内に「新入生オリエンテーションにおいて研究倫理教育を受講すること」、「学術研究推進センターが定期的で開催する研究倫理研修会に参加すること」を告知している。研究倫理研修会は、平成28年度に1回開催されている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

各研究科において、学位授与方針が課程ごとに明確に定められており、ウェブページや大学院履修案内に掲載し、周知を図っている。

保健福祉学研究科博士前期課程における学位授与方針を、以下のとおり定めている。

「保健福祉学研究科は、保健・医療・福祉分野における問題点を提起してそれを解決し得る研究能力を持つとともに、専門職としての高度な知識・技術を身に付けることにより、健康で夢の持てる地域社会の実現に貢献し得る人材の育成を目指しています。

したがって、本研究科では次の能力を身に付け、かつ修了の要件を満たした者に学位を授与します。

- ・ 保健・医療・福祉分野における問題点を発見し、それを理論的に解決できる研究能力を身に付けている
- ・ 高度な知識と技術を備え、豊かな地域社会の実現に向けて指導者、実践者として活躍できる能力を身に付けている
- ・ グローバルな視野を持った専門職として国際貢献できる能力を身に付けている

他の研究科、課程又は研究領域についても同様に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度から見直しを行い、改定された学位授与方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価については、大学院学則及び大学院履修規程等で明確に定めており、大学院履修案内に明記するとともに、ガイダンスを通じて学生に説明、周知を図っている。

成績評価基準は、学則に「試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。」と定められている。また、成績評価の評語と評点の関係も学則に定められており、Sが100～90点、Aが89～80点、Bが79～70点、Cが69～60点、Dが59点以下としている。

各授業科目の成績評価については、シラバスに「成績評価方法と基準」として記載されており、全科目とも電子シラバスとして、ウェブページに公開し、学生に周知を図っている。成績評価、単位認定は、シラバス上に記載している成績評価基準に基づき、各授業担当教員が実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

試験は原則として前期末と後期末の年2回行われている。採点后、提出した課題レポート、テスト答案、作品等は、教員又は教学課窓口において返却するとともに、学生本人への成績通知は、各学期始めに指導教員を通じて「履修状況確認票」をもって通知している。学生からの成績に対する問合せについては、全学的に設けられた成績問合せ期間に行うことができるが、現状では各授業担当教員が個別に対応していることから、成績への異議申立てについて組織的に対応するため、成績評価異議申立てに関する要領を定め、平成28年度から適用、実施している。

平成27年度における成績分布の点検の結果を踏まえ、各研究科・専攻における組織的な成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置について、全学的に一層改善することが望まれる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位授与方針に従って、学位論文等に係る評価基準が研究科・課程ごとに定められており、各年度始めに学生に配布される履修案内に明記するとともに、ガイダンスを通じて説明し、周知を図っている。

例えば、保健福祉学研究科前期課程における修士論文の評価基準は、

- 「(1) 内容が研究科の研究領域に適合していること
- (2) 内容に新規性があること
- (3) 論理が一貫し妥当であること

- (4) 倫理的配慮がなされていること
- (5) 研究方法が妥当であること
- (6) 研究結果が的確に示されていること（図表を含む）
- (7) 論文の書式が整っており分かりやすく記述されていること
- (8) タイトル、学術用語が適切であること
- (9) 文献の引用が適切であること

と定められている。

研究科委員会では審査委員会を設置し、学位論文等の審査を実施している。

審査委員会には主査を置き、審査委員のうちから研究科委員会が指名するものを充てている。最終試験は、学位論文等を中心にして、これに関連のある科目につき筆答又は口頭によって行い、審査委員会は、学位論文等の内容の要旨、審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を研究科委員会に報告している。研究科委員会はその報告に基づき、修士又は博士の学位を授与するか否かを決定している。

各研究科の修了認定は、学位授与方針や、大学院学則に定められている修了要件単位数以上を修得した学生について、審査委員会からの学位論文等の審査及び最終試験の結果報告を踏まえ、各研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定し、学位を授与している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 共通教育では、語学教育推進室において、学習支援の充実、及び、使える英語教育のためのスピーキング教材の自主開発を含む英語高度化プロジェクトに取り組んでいる。
- 平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」において、体系化された「技術者・デザイナー養成プログラム」の構築に取り組み、さらに岡山理科大学、山口東京理科大学とサブグループを形成し、連携の下、共同プログラムを開発、実施している。
- 学内の競争的資金「教育力向上支援事業」を実施し、多数の応募の中から採択された様々な取組は、外部から高い評価を受けている。

【更なる向上が期待される点】

- 学士課程において、平成27年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に当該大学主導の事業「地域で学び地域で未来を拓く‘生き生きおかやま’人材育成事業」が採択され、この事業を推進するための教育改革プログラムとして、平成28年度より副専攻「岡山創生学」を開設し、すでに初年度から多数が参加するなど、今後の成果が期待される。

基準6 学習成果

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における標準修業年限内卒業率は、学部と年度によって異なり70～90%台であるが、全体では平成23～27年度の平均で86.6%、同期間における「標準修業年限×1.5」年内卒業率は93.1%となっている。

博士前期課程及び修士課程における標準修業年限内修了率は、研究科と年度によって異なり70～100%台である。全体では平成23～25年度では80%台で推移しているが、平成26～27年度には90%を超えており、平成23～27年度の平均では89.5%、同期間における「標準修業年限×1.5」年内修了率は86.1%となっている。

単位修得率（単位修得者数／履修登録者数）は、平成26～27年度の平均で共通教育科目（全学教育科目）については、おおむね90%、学部教育科目（専門教育科目）については、80～99%の範囲となっている。

進級状況については、各学部で3年次に4年次の卒業研究に着手するための進級要件を定めていること等により、進級率は専門分野の特性により差異はあるが例年75～100%の範囲となっている。学生の休学・退学・留年（標準修業年限超過学生）状況については、平成23～27年度の平均で、学士課程で休学率2.2%、退学率1.6%、留年率2.9%、博士前期課程及び修士課程では休学率6.0%、退学率3.4%、留年率5.9%、博士後期課程では休学率24.9%、退学率7.8%、留年率24.0%となっている。

保健福祉学部及び保健福祉学研究科における資格取得状況については、平成23～27年度において看護師及び保健師国家試験合格率はおおむね97%以上、助産師国家試験合格率は100%、管理栄養士国家試験合格率はおおむね95%以上となっており、高い合格率となっている。社会福祉士国家試験合格率については平成25～27年度までの3期連続で75%以上の実績となっている。

在学中の研究・制作活動等の成果について、学生は国内外の学会・シンポジウムやコンクール・制作展で発表しており、最優秀賞や奨励賞等を受賞している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程において学習の満足度に関する学生からの意見聴取のため、授業評価アンケートを実施している。平成25～27年度の集計結果から、設問「総合的に判断して満足しましたか」に対する答えの全学部平均は、5段階評価において3.98から4.06の評価となっている。

また、学士課程及び博士前期課程と修士課程の学生に対して、学生アンケートを実施しており、「学生生活」及び「学修について」の設問（各々30問）を設け、回答を得ている。「学修について」の設問への回

答において、学部学生・大学院学生とも履修モデルの理解度やシラバスに対する満足度、並びに授業科目の満足度については、それぞれ5段階の3以上となっている。

さらに、学部並びに大学院の在学期間最終段階において、卒業時及び修了時アンケートを実施している。「学修の達成度や満足度」についての設問に対する回答は、学部学生の卒業時アンケートにおいて、満足度を5段階評価で、「1」を1%、「2」を25.75%、「3」を50.5%、「4」を75.25%、「5」を100%として平均値を計算し、「全般的満足度」は過去3年間（平成25～27年度）を通して、おおむね70%以上であるが、在学期間の学生自身の成長についての実感としては、教養的成長よりも専門的成長が多くなっている。大学院学生の修了時アンケートは平成27年度に初めて実施しているが、「総合的満足度」が80%以上となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学部卒業生の進路状況については、当該大学が実学教育を目指していることから各学部が担う人材養成の分野を反映し、医療業、社会福祉業、情報サービス業、製造業、建築設計業、広告・印刷業または公務員への就職が多くなっている。平成22～27年度では、就職者の53%以上が岡山県内の企業等に就職している。大学院への進学率は、全体としては20%前後で推移しているが、情報工学部における大学院（内部）進学が約50%で最も多い。就職希望者に対する就職率は、学部卒業生全体の平均として平成23～27年度では95%を超える水準にある。

大学院博士前期課程修了生の博士後期課程への進学率は、全体では3%程度となっている。また、博士前期課程・修士課程及び博士後期課程修了生の就職希望者に対する就職率は、研究科全体の平均として90%以上であり、平成24～27年度では95%を超える水準である。大学院修了生の就職については、教育研究機関、医療業、製造業、情報サービス業、印刷業への就職率が高い状況となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22年度、平成23年度学部卒業生及び大学院修了生に対して、平成27年に、学習成果に関するアンケートを実施している。質問内容は、在学中の教育研究に対する評価や満足度、習得できた知識・技術・能力等を中心としている。返信は卒業生アンケートが55件、修了生アンケートが15件となっている。

結果は「(問12) 岡山県立大学の教育内容に対する満足度」に対して、学部卒業生については約85%が、また、「(問13) 岡山県立大学の教育は卒業後の仕事や生活に役立っているか」に対しても、約85%が「ある程度そう思う」、「とてもそう思う」と回答している。「主体性」、「チームワーク」、「専門分野における知識や技術」、「問題解決能力」、「実行力」、「規律性」については、80%以上の卒業生が「ある程度身についた」、若しくは「十分身についた」と回答している。

大学院修了生に関しては、90%以上が「研究指導は充実していたか」に対して「ある程度そう思う」か「とてもそう思う」と回答している。また、「論理的思考力」、「問題解決能力」については90%以上、「実行力」、「発信力」、「情報リテラシー」については80%以上が「ある程度身についた」か「十分身についた」と回答している。

また、平成17～26年度の学部卒業生・大学院修了生の就職先事業所に対して、社会人基礎力等についての意見聴取を行うためにアンケートを行っている。調査は231の事業所に平成27年11月にアンケート用紙を送付し、記入後返送方式で実施し、113件の回答が得られている。ほとんどの設問項目において5段

岡山県立大学

階評価で中間値3以上の評価となっている。特に、「誠実さ・責任感・忍耐力・堅実性を有しているか」の設問においては、約80%が、「協調性を有しているか」の設問に対しては、約70%が「とてもそう思う」か「そう思う」と回答している。その他、回答のあった就職先事業所の90%以上が卒業生・修了生に対して「深い専門学力」、「幅広い基礎的学力」、「幅広い教養」を「ふつう程度」以上有していると評価している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 卒業生・修了生の県内就職率は高く、地域社会へ人材供給を行っている。
- 保健福祉学部における看護師、保健師、助産師及び社会福祉士国家資格試験合格率が高い水準にある。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の教育研究用途の主要校地は、現キャンパス（保健福祉学部・情報工学部・デザイン学部）1か所である。校地面積は215,119 m²、校舎等の施設面積は45,549 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

建物及び体育施設等については、本部棟、図書館、学部共通棟（東・西・南・北の各棟）、保健福祉学部棟、情報工学部棟、情報工学部教育・研究棟、デザイン学部棟、アトリエ棟、学生会館、講堂、同窓会館、エネルギーセンター（施設管理棟）、体育館、プール、部室棟、陸上競技場、テニスコート、野球場及びグラウンドを有しており、講義、演習、課外活動、自主学習等で活用できるように整備されている。

施設・設備における耐震化については、平成5年4月の開学当初において新耐震設計により耐震性を有している。なお、第2期中期計画及び大規模修繕計画等に基づき、学内の施設・設備等を計画的に維持管理するとともに、建物の有効利用、並びに特に車いすなどを使用する移動障害に対応できるように、合理的配慮に基づく施設設備のバリアフリー化、安全・防犯面の整備が行われているが、夜間の照明等への配慮等、一層の環境整備が望まれる。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークは、授業で使用する学部共通棟のCALL教室演習室（パソコン44台）、CALL教室（パソコン48台）、情報処理演習室（パソコン60台）、保健福祉学部棟の5112演習室（パソコン8台）、情報工学部棟の各学科計算機演習室（情報通信工学科ではパソコン80台、情報システム工学科ではパソコン80台、人間情報工学科ではパソコン66台）、デザイン学部棟のCAD実習室（パソコン30台）、CG1（パソコン27台）が備えられ、また、全学生が授業以外にも利用できるように図書館の研究閲覧室やグループ閲覧室（パソコン各1台、計5台）及びその他館内（パソコン25台）に設置されている。学外とは岡山情報ハイウェイを通じてSINET5に接続しており、高速・大容量のデータ通信が可能な環境が整備されている。学内ネットワークは、教育研究活動に不可欠な大容量データ通信を可能としており、安全性が担保された中で、学生及び教職員にICT利用環境が提供されている。

全学的な情報管理・戦略の立案と実施を行うために全学総括責任者である理事長を議長とする全学情報システム運用委員会の下に、総合情報機構及びその傘下に情報基盤活用推進センターを置き、保有する情

報資産を保護・活用している。また、情報システムの信頼性、安全性及び効率性の向上に役立てることを目的として情報システム運用基本規程を基に、基盤となる情報システムの企画・立案及び整備を行うとともに、その安全かつ効率的な管理・運用を図り、教育・研究及び事務処理に資するため、情報システム運用・管理規程及び特定個人情報取扱規程を定めている。ICT利用環境のより一層の利便性の向上や業務の効率性の確保を目指し、全学情報システム（学務系）を平成28年度中に整備し、一部運用を開始している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館管理規程により研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、教職員及び学生等の利用に供するとともに、必要な学術情報を提供することを目的とし、図書、逐次刊行物、記録及び古文書、電子的資料、視聴覚資料、その他図書館資料として適当と認めるものについて整備している。平成27年度末において所蔵する図書は206,597冊であり、平成27年度の受入は、図書2,138冊、雑誌154種、視聴覚資料77件である。利用者からは授業内容や研究内容に即した新しい図書が不足しているとの声がある。

資料は、図書館専門委員会を中心に学科で必要な専門図書等について教員からの推薦を受け、選定している。さらに、同委員会では各学科代表が委員となり、図書館の運営について必要な事項を協議している。

利用開館時間は平日9時から21時30分、土曜日9時から17時、休業期間の開館は平日のみで9時から17時となっている。利用者の範囲は、学生、教職員のほか、卒業生や岡山県内に居住、通勤、通学する者であり、図書館報『Opul』の定期発行やウェブサイトで公表し、広報、周知を図っている。平成28年度からは学外利用者の年齢制限を廃止するほか、外国人利用者拡充を目指したウェブサイトの工夫等、開かれた図書館として、より一層の利用拡大を図っている。

利用状況は、平成27年度の入館者は88,196人である。自主的学習環境として閲覧197席、研究閲覧室及びグループ閲覧室計5室、視聴覚ブース4台を設置している。

館外貸出数は平成27年度19,022冊となっている。電子ジャーナルのダウンロード数についても1万件を超えている。蔵書はOPAC（オンライン蔵書目録）による館外からの検索が可能であり、図書の貸出予約や貸出期間の延長はウェブサイト上でも行うことができるようになっている。

また、毎年新入生を対象に共通教育科目「大学で学ぶ」において図書館利用法について講義するとともに、その復習として図書館での実地の利用ガイダンスを実施している。学生をはじめとする利用者のニーズを踏まえた図書館運営の工夫としては、エントランスホールへのラーニング・commonsの設置により少人数セミナーや学生同士の討論等、グループワークの場を提供していることや、教員と連携した選書による教養書の充実、学生が学習や研究に役立つ書籍を書店で実際に手に取って選書する選書ツアーの開催が挙げられる。

これらのことから、新しい図書の所蔵が十分ではないものの、図書館が整備され、活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

図書館では、閲覧197席、研究閲覧室計4室（各5席）、において、自主学习が可能であり、パソコンが30台設置されており、利用することができるようになっている。また、グループワークによる自主学习を

促すため、ラーニング・コモンズ（22席）やグループ閲覧室（12席）を設置し、申込により利用できるようにしている。

保健福祉学部では演習室1室（14席）とオープンスペース及びエレベーターホールに合計26台のパソコンを設置し、課題作成や国家試験等の自主学習に活用できるように整備し、演習室については授業時間以外に開放するなどにより、自主学習を行いやすい環境を整備している。また、自習用のスペースとして、オープンスペース、実習指導室、統計情報演習室等が学生に解放されている。

情報工学部では計算機演習室3室（各80席、80席、66席、パソコンを各80台、80台、66台設置）を自主学習に利用できるように、また、実験室2室（各32席）や演習室（64席）においてロボット製作や電子回路製作等の自主学習に利用できるように、授業時間以外は開放している。

デザイン学部では、ホームルームを設置、あるいは指定し、研究や打合せができるようにしている。また、設備機器を備えた実習室、例えば、デザイン学部棟では、専門分野に応じたCAD実習室、CG室、プリント室（2D及び3D）、スタジオ等を、アトリエ棟では、各種工作機械（木工・金工・プラスチック加工）や染織並びに陶芸に関する加工設備を有する実習室も、自主学習に開放している。工作機械等を備えたアトリエ棟の使用に当たっては、安全上の注意と技術的な習熟を要することからガイドブックを作成、配布するとともに、取扱に関する動画をウェブサイト上で閲覧できるようにしている。

施設利用については、使用時間は休日以外は7時30分から22時まで、休日は8時30分から17時までとしているが、授業の課題や研究による場合は、使用時間の制限なく使用できることとしている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備されていると判断する。

7-2-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程においては、新入生に対して入学式直後に、全学一斉又は学部、学科ごとに、教育課程、履修登録等に関してガイダンスを実施している。

共通教育科目については、学部ごとに分かれ、配布している履修案内、授業時間割表等を基に、教務担当教員及び教学課職員が教育目的、GPA制度、教育科目を説明するとともに、履修方法、システムによる履修登録方法等についてのガイダンスを実施している。また、平成28年度からは、入学生に対して新設された副専攻「岡山創生学」についても、履修案内及びパンフレットを通じて大学教育開発センター教員が説明している。

学部教育科目については、学部及び学科ごとに履修案内、授業時間割表等を基に教務担当教員を中心に履修登録上の注意等の説明を実施している。あわせて、学生生活のガイダンスを学生生活支援担当教員が実施している。

さらに、1年次前期前半開講の共通教育科目「大学で学ぶ」において、学長、附属図書館長、共通教育部長、教養科目・語学及び情報系科目担当教員並びに学外有識者による集中的な導入教育を新入生を対象として実施し、大学生活を始めるに当たっての心構えについてガイダンスしている。また、学生相談室・学生支援室等の活用方法等についてガイダンスを行うとともに、人権教育を踏まえた講演等により啓発活動を実施している。

2年次以上の学生については、教学課より配布された履修状況確認表（成績通知表）、学年ごとの授業時間割表及び履修案内等に基づいて、学科・専攻ごとに4月当初に実施している。また、同様に後期開始時においても履修指導を兼ねて、学科・専攻ごとにガイダンスを行っている。なお、保健福祉学部の教育職員免許状取得を志す学生に対しては、別途、課程の科目履修等に関するガイダンスを実施している。

大学院課程においては、新入生に対して入学式直後の学生生活に関する全体ガイダンスのほか、研究科

及び専攻での履修登録説明や研究倫理教育等のガイダンスを実施しており、在学生に対しても授業科目選択等のためのガイダンスを行っている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関しては、大学教育開発センター学生支援部会で実施している学生アンケート、キャンパス・マネージャーからの意見聴取、アドバイザー制度及びオフィスアワー制度を設け、様々なニーズを把握することに努めている。

学部・学科ごとに定期的に学生の授業出席状況を調べ、芳しくない学生についてはクラスアドバイザー、学科学生支援担当教員又はゼミ教員等が電話、メール等で連絡し、直接面談を行い、欠席理由等事情を確認している。これにより、学生が抱える問題やニーズ等を早期に把握している。

このほか、大学院課程に在籍する社会人学生については、長期履修制度を含め、研究指導教員等による学習相談、研究計画等の指導・助言等学習支援を行っている。

留学生については毎年度、学部と大学院合わせて10人程度入学している。その支援については国際交流センターにおいて、学習支援、学生相談に対応しており、センターに所属する語学教員（英語・韓国語）やネイティブ教員（英語・中国語・スペイン語）及び国際交流推進職員（中国語）の協力を得て、日本語支援等を中心に行っている。

障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日）に伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する公立大学法人岡山県立大学教職員対応要領」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する公立大学法人岡山県立大学教職員対応要領に基づく手続マニュアル」を策定し、具体的な合理的配慮に関する体制を整備している。

学習環境のバリアフリー化に関しては、車いす等を必要とする移動障害に対する対応が実施されている。さらに、合理的配慮を希望する障害学生のために、ウェブサイト以案内を掲示し、支援申請書等を掲出している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生生活や課外活動を支援するための学長諮問機関として、学生生活委員会が設置されている。平成27年度には、課外のボランティア活動等を支援するため、大学教育開発センター学生支援部会の下部組織として、学生支援室を設置し、支援を開始している。さらに、このための施設として、平成28年度に、学生会館内に新設するラーニング・コモンズに併設してボランティアステーションを整備し、ボランティアスタッフへの情報提供や研修等の支援を行っている。なお、ボランティアステーションを拠点とする学生リーダーグループ（名称はPZL。現在26人）と学生支援室長とによる学生生活充実に向けた意見交換が行われるなど、学生の自主的な活動を適切に支援するだけでなく、学生が積極的に大学の運営に参画できる体

制となっており、今後、学生が大学の運営に協力することによる成果が期待される。

部活動等の学生団体については、学生便覧等を通じて、団体の設置及び更新、物品の貸与等の諸手続や学友会の活動等の周知を図っている。具体的な学生団体への支援実績としては、部・サークルには申請に基づき後援会から備品購入特別助成費が交付されるほか、活動援助費等が助成されている。公認の学生団体は、体育系の部・サークル24団体、文化系の部・サークル30団体となっている。

同じく後援会より、大学祭実行委員会をはじめ、各種の行事を推進する学友会や幹事会へも助成が行われている。なお、学生団体や学友会への人的支援については、教学課学生支援班を中心に実施している。

また、学生が競技大会や発表会で優秀な成績を収めた時にはこれを顕彰し、後援会からスポーツ・文化活動奨励費を支給しており、スポーツ活動と文化活動をあわせて、毎年10件前後支給している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活、健康等の各種相談・助言体制については、学生相談室、保健室、ハラスメント相談員、クラスアドバイザー、国際交流センター等において、学生からの様々な相談等に応じている。学生相談室、保健室、学生支援室、学生支援班の職員から大学教育開発センター学生支援部会のメンバーを選出しており、学生相談室及び保健室の室長を努める学生部長との連携を密にしているほか、定期的に会議を開催し、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生について、事例報告及び対応策の協議を実施している。

学生相談室では、「こころの健康管理システム」により、保健室等と連携して相談に応じており、メンタル面の相談・助言を実施している。毎年度始めに実施する定期健康診断において、保健室と連携し、学生全員を対象としてUPI (University Personality Inventory) 「こころの健康調査」を行い、メンタル面の問題を抱える可能性がある学生についての情報を収集するとともに、「こころの健康管理システム」に基づいて、カウンセリングや学科長・学科教員等との学内連携をしている。

保健室では、職員1人が常駐し、学校医及び医師免許を持つ教員2人の協力の下、学生の健康診断、健康相談、健康診断証明書等の発行、けがや急病の手当、救急車の手配等に当たるほか、学生相談室との連携の下、学生の心身の健康に関わる相談・助言を実施しており、利用状況は平成26年度1,797人、平成27年度では1,840人となっている。

ハラスメント等の防止啓発から苦情相談、調査、調停、認定及び救済・改善措置に当たるハラスメント等防止委員会がハラスメント等の防止等に関する規程に基づき設置されており、理事長、副理事長、学生部長、学部長、理事長が指名する教員により構成されている（平成27年度は8人）。学生便覧に、ハラスメントの具体例や被害にあった際の相談員による相談から解決までの流れを記載している。またハラスメント相談員は、規程に基づき各学部・研究科・学長から推薦された教職員により構成（平成27年度は11人）され、部局長や総務課窓口との連携の下、活動している。

学生生活支援に係る学生への情報提供については、ウェブサイトによる掲示以外に、新入生に対しては学生便覧を入学時に配布・説明し、周知を図っている。

留学生の生活支援に関しては、学生生活に必要な情報提供のほか、行政的な手続き、アパート探し等の生活支援等、国際交流センターが所属学科等の指導教員と連携し、取り組んでいる。

就職等進路に関する支援については、OB・OGとの交流やキャリアポートフォリオの企画推進等、全

学共通のキャリア形成に係る取組の企画立案及び実施に関しては、大学教育開発センターキャリア形成支援部会が教学課学生支援班と連携し、実施している。

専門教育系のキャリア教育を通じた相談や助言については、各学部教員及び学科の就職担当委員が、面接等の全学共通の相談や助言については、就職相談室に配置されているキャリアカウンセラー（非常勤）が担当している。このほか、キャリア形成支援部会及び学生支援班は就活ガイダンス企画や就職活動のためのバスの手配、模擬試験等の実施を通して学生を支援している。

障害のある学生の生活支援に関しても、合理的配慮の対応事例を蓄積しながら、保健室、学生相談室、学生支援室、学科、事務局学生支援班等に加えて、学生ボランティア等が連携して、全学的な対応を進めている。さらに、合理的配慮を希望する障害学生のために、ウェブサイト以案内を掲示し、支援申請書等を掲出している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

授業料の減免等について、平成 27 年度の実績は学士課程では申請者 226 人に対し、全額免除 4 人、半額免除 127 人、大学院課程では申請者 39 人に対し、全額免除 7 人となっている。

このほか、後援会による助成として、留学生交流助成費、海外語学研修助成費、英語力向上奨励費、大学院学生による県外学会発表助成費や弔慰金等が申請により支給されている。

奨学金について、平成 27 年度では、奨学金受給者数は学生全体で日本学生支援機構第 1 種奨学金 417 人、第 2 種奨学金 367 人、地方自治体・民間育英団体奨学金 10 人となっている。さらに、民間の奨学団体や地方公共団体の奨学金で、大学を経由して申請するものについては、平成 27 年度では 4 件の募集が寄せられている。

留学生に対する経済面の援助としては、授業料等に関する規程に基づき、独自の経済的支援として、入学料の免除（平成 24～27 年度実績 3 人）、授業料の前期、後期別に全額又は半額免除（平成 24～27 年度実績計 35 人）が行われている。また、平成 28 年度入学生からは、関係する協定を結んだ海外交流協定締結大学からの留学生については、大学院研究科博士後期課程海外特別入学試験により入学しようとする者に、返還義務のない奨学金を一定期間支給（平成 28 年度 1 人）している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- ボランティアステーションを拠点とする学生リーダーグループと学生支援室長とによる学生生活充実に向けた意見交換が行われるなど、学生の自主的な活動を適切に支援するだけでなく、学生が積極的に大学の運営に参画できる体制となっており、今後、学生が大学の運営に協力することによる成果が期待される。

【改善を要する点】

- 図書館において、最新の資料が不足している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

平成27年度に設置された大学教育開発センターが中心となり、全学的な教育の質の改善に向けた調査研究、企画の立案実施、並びに自己点検・評価の取組を行い、教育の質の改善・向上を図っている。

同センターは、国際交流センター、学術研究推進センターとともに教育研究開発機構の下に置かれ、アドミッション部会、共通教育部会、FD部会、教育評価部会、キャリア形成支援部会、学生支援部会、教育改革WG、教育企画室会議がそれぞれの分野における質の向上を分担するとともに、教育企画室会議及びセンター幹事会には理事（教育担当）が参画することによって、各事項に関する検討の状況を組織的に把握している。平成27年度においては、各種教育企画の検討や『教育年報』の企画編集等に関する内容は教育企画室、入学者の受入に関する内容はアドミッション部会、共通教育に関する内容は共通教育部会、FD活動（研修会・授業評価アンケート・相互授業参観）に関する内容はFD部会、学習成果や成績評価に関する内容は教育評価部会、卒業生・就職先アンケート等のフィードバックやキャリア支援に関する内容はキャリア形成支援部会、学生支援に関する内容は学生支援部会が各々教職協働で担当している。教育企画室会議に各学科の代表が構成員となることによって、学科における教育の状況と各種の取組との関係が同センターにおいて把握されている。

同センターは、また、事務局教学課（教務班、教務班入試グループ、学生支援班）に対して、教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料の収集・蓄積を依頼し、その提出を受けて各部会において分析し、分析結果を取りまとめ毎年度『教育年報』として発刊している。また、定期試験の答案は、文書規程に基づき、各学部・専攻等にて所定の期間の文書管理を行い、学生の成績データ等は、教務事務処理システムのサーバーに保存・管理している。

大学教育開発センターが『教育年報』に取りまとめた、各学部、各センターにおける教育の自己点検・評価の結果に基づき、教育研究活動委員会は全学の教育研究の状況について自己点検・評価を行い、評価委員会に報告し、評価委員会は総括的に審議している。評価委員会の下に置かれた認証評価部会の部会長が教育研究活動委員会等の副委員長を兼ね、関係する委員会には各学部長、共通教育部長、附属図書館長が委員となることによって、学内の情報共有を図っている。

教育に関する自己点検・評価の過程で改善を必要とする事項がみられた場合には、認証評価部会長より教育研究活動委員会、入試委員会、学生生活委員会等へ議題を提起し、委員会にて改善策の協議、決定を行い、実施に移されている。

例えば、平成28年度においては、ワークショップ「共通教育における「アクティブ・ラーニング」」（9

月8日)及び同「アクティブ・ラーニングに関する本学の実施状況と今後の展開(Ⅱ)」(9月14日)を実施し、平成29年度シラバスでは、アクティブ・ラーニング方式を採用する際、その方法について記述できる様式に改訂している。

大学教育開発センターを中心とする内部質保証の体制については、大学評価ワークショップにおける外部評価において「戦略的な組織体制が整備された」と評価されており、今後、従来の自己点検・評価体制との調整を経て、教育の質の向上に一層資することが期待される。なお、この評価結果は、公立大学政策・評価研究センターのウェブサイトで公表されている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員(学生及び教職員)の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的な継続的に適切な形で活かされているか。

学生による授業評価アンケートは、学士課程における履修登録学生4人以上の授業科目について、実施している。平成24~26年度後期までの実施科目数は年間700科目を超えている。

結果については、アンケート回答用紙(個票、自由記述入)及び担当科目の集計状況を科目担当教員へ配布している。学生に対しては、学内専用ウェブページにて全科目、共通教育、学部教育各々の集計状況を掲載し、周知を図っている。

学生からの意見を活かした事例として、携帯端末で活用できる学生ポータルを備えた全学情報システムについての要望があり、平成27年度中に計画し、平成28年度に導入・整備を図っている。また、平成27年度実施の学生アンケートの設問項目「ボランティア活動」において、意欲を持ち情報を求めている学生が多数(59.6%、活動中を含む。)であったことから、平成28年度計画において、情報の提供及びミーティングの拠点としてボランティアステーションを設置している。このステーションの設置については、同様に要望(20.6%)のあった自習施設の拡充も考慮して、新設するラーニング・コモンズに併設している。なお、ボランティアステーションを拠点とする学生リーダーグループと学生支援室長とによる学生生活充実に向けた意見交換が行われている。

クラスアドバイザーや授業担当教員を通じて寄せられた学生からの意見を踏まえ、保健福祉学部では自習環境の充実のためのパソコン・ネットワーク環境の改善や演習室の時間外開放等について対応している。

教員からの意見聴取としては、学長及び理事が各学部教授会に出向き意見交換の機会を設けているほか、年度ごとの方針説明や新規の全学的事業計画が予定される場合には、学長懇談会を開催しており、平成28年度中に24回以上開催されている。理事(教育担当)が大学教育開発センター教育企画室会議及び幹事会のメンバーとして参加し、また同センター主催のFD研修会(FD・SD研修会・教育開発講座・ワークショップ)へも参加し、教職員の意見を聴く場としている。また、各学部(研究科)では学部長(研究科長)が教授会(研究科委員会)を所属教員から意見を聴取する場としており、聴取した意見を各々入試委員会、教育研究活動委員会及び学生生活委員会等へ持ち寄っている。委員会では学長を委員長、理事(教育担当)を副委員長とし、入試、教育研究及び学生支援等について審議する際、各学部長等から学部の意見を聴取している。

教員からの意見を活かした例として、COC+事業を県内高校生に周知を図ることへの対応で、パンフレットを作成している。さらに、組織再編に伴って研修会や会議が増えており、効率化の要望が寄せられたことから、平成27年度中にセンターを含む会議日程の調整を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的

かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育研究審議会、経営審議会及び役員会において学外委員から教育の質の改善・向上に関する事項等について毎月（定例）意見を聴取する機会を設け、運営に反映している。特に、教育研究審議会において、基本的運営方針や人事等について、外部委員から意見を聴取し、反映している。

大学教育開発センターでは、キャリア形成支援部会において、平成27年度に卒業生及び就職先アンケートを実施し、その結果を学生生活委員会において集計及び結果の点検を行い、『教育年報』に教育改善上の課題とともに総括している。

各学部においては、それぞれ実習先との意見交換会や協議会、並びに外部評価委員会等に参加して、意見を聴取している。これら聴取した意見や提言を検討し、学部教育の質の改善・向上に反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

相互授業参観については、平成27年度、参観後「授業改善意見交換会」が実施され、授業の準備から展開、評価、改善に至るプロセスについて、シラバスやアクティブ・ラーニング等具体的なテーマに応じた意見交換と情報共有が行われている。また、大学教育開発センターにおいては、入学生アンケート、卒業時・修了時アンケートを実施しており、入学から卒業・修了後までの学習成果やキャリア開発成果を連携させ、FD活動に活かすべく計画されている。

全学的なFD研修事業については、大学教育開発センターの企画により平成26年度後期にFD研修会を2回実施（FD・SD及びFD研修会）、平成27年度には新たな研修事業としてFD研修会・教育開発講座・ワークショップの3つの枠組を設け、教育の質の改善・向上に向けた意識の共有とスキルアップ等を目的として、計10回開催している。

FD研修会は、全学的に有効性が高いことから、構成員全員に参加を求めているが、教育開発講座は大学教育開発センターの6部会の事業に関わる内容であり、ワークショップは部会における専門的な調査研究や提案に関する内容であることから、該当者以外の構成員の参加は任意としている。参加人数は枠組みやテーマによって異なるが30～150人余りの教職員、学生及び学外者が参加している。この点は、外部評価において高い評価を受けている。FD研修会のみならず教育開発講座（2回）においては、100人を超える参加となっている。なお、FD研修会においては、参加者にアンケートを実施しており、その集計結果はFD部会を中心に、企画した大学教育開発センターの部会ごとにまとめ、概要を『教育年報2015』に公表している。

また、平成21年度より教育の活性化を促すため、学内の競争的資金「教育力向上支援事業」を実施している。多数の応募の中から優れた取組を採択し、経費を配分している。

FD研修事業については、大学教育開発センターのFD活動に職員も参加して教職協働を進めている点、教育力向上支援事業とともに大学評価ワークショップにおいて、高い評価を受けている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

平成 22 年度から法人が雇用する職員を採用しており、今後、社会や地域から期待される大学として発展していくために、その中核を担うことが期待されている。法人が雇用する職員を中心に、事務職員の能力開発を体系的・継続的に行うため研修計画を定めている。そこでは、日常業務において事務局各課及び班の業務連携を図る O J T のほかに、スキルアップのための階層別研修、大学職員としての知識習得としての学内全体研修、公立大学協会等が企画する S D 研修等の外部研修、並びに教職合同研修が計画・実施されている。

教育補助者に対しては、共通教育部における教育推進室教員（語学や情報教育）や専門科目の授業担当教員が当該業務のオリエンテーション等において、継続的に指導・助言を行い、資質の維持・向上に努めている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 外部評価において、大学教育開発センターの F D 活動に職員も参加して教職協働を進めている点が高い評価を受けている。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 27 年度に設置された大学教育開発センターを中心とした内部質保証体制は戦略的に優れたものであり、従来の自己点検・評価体制との調整を経て、教育の質の向上に一層資することが期待される。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 27 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 10,283,321 千円、流動資産 1,338,295 千円であり、資産合計 11,621,617 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 1,962,053 千円、流動負債 569,779 千円であり、負債合計 2,531,833 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である岡山県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 23 年度から 5 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 25～30 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、大学組織の総務委員会に諮問し、法人組織である経営審議会及び役員会の議を経て理事長が最終決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成27年度末現在、当該公立大学法人の収支状況は、損益計算書における経常費用3,525,608千円、経常収益3,505,874千円、経常損失19,734千円、当期純損失は19,734千円であるが、目的積立金30,642千円を取り崩すことにより、当期総利益10,907千円となっている。なお、貸借対照表における利益剰余金990,094千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の教育、研究経費の予算配分に当たっては、当初予算の編成にあたり、予算編成方針を作成し、総務委員会、経営審議会及び役員会の審議を経て、理事長が予算を決定している。

学内予算の配分に当たっては、教育研究の基盤的な経費を確保しつつ、学長のリーダーシップにより、戦略的・機動的に配分する経費を確保し、教育研究活動を推進するために必要な予算としている。

施設設備整備費等の予算配分については、大規模修繕実施状況及び計画に関する資料を作成し、岡山県との協議により、所要額を確保し計画的に整備している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表等を作成し、会計監査人及び監事の監査を受けた後、事業年度終了後3月以内に岡山県知事に提出し、承認を受けている。

会計監査人の監査については、岡山県知事から選任された監査法人と当該大学との間で監査契約を締結し、期中及び期末監査を受けている。

なお、会計監査人及び監事の監査結果は、財務諸表と併せて監査報告書としてウェブサイトに掲載し、広く公表している。

内部監査は、競争的資金等にかかる内部監査実施要領に基づき、事務職員の中から指名された監査員によって実施されている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

法人の役員として理事長と理事長が任命する副理事長及び理事3人、監事2人を置くとともに、理事長、副理事長及び理事からなる役員会、理事長、副理事長、理事1人及び学外有識者4人からなる経営審議会、理事長、副理事長、理事2人、学外有識者2人及び部局長等の教員6人からなる教育研究審議会を設置している。理事長が学長となり、副理事長を事務局長に充てている。学長は、平成28年度には理事のうち2人を副学長に選考している。

全学的には、学長（理事長）を中心とする学内理事会が毎週開催され、そこで各機構長及び事務局長を

兼務する理事が傘下のセンターや事務局の活動計画や実施状況等に係る主要な事項を提起している。

管理運営に携わる事務部門として総務課（43人）、教学課（21人）、企画広報室（9人）の2課1室で組織する事務局を設置し、それぞれの事務分掌に応じ、連携を取りながら業務運営を行っている。法人が雇用する職員は21人、県からの派遣職員は20人となっている。

危機管理体制については、危機管理規程を定め、学長、事務局長、部局長等の教員7人からなる危機管理委員会において、危機管理に関する事項を審議している。また、教育、研究、社会貢献等の諸活動において、その円滑な遂行に支障を生じることが想定される大規模な災害、各種の事故・事件等様々な事象に伴う危機に迅速に対応するため、内容に応じて具体的対応を詳細に定めた個別マニュアルの整備を進めている。

また、研究機関における公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応等に関する文部科学省のガイドラインの改正を機に、想定されるリスクの防止及び発生した場合の対応について、平成27年度に規程等を整備し、各種取組に着手している。

公的研究費の管理・監査については研究費の不正使用防止等に関する規程を、また、研究活動における不正行為への対応等については研究活動における不正行為防止等に関する規程を整備し、責任体制を明確化するとともに、不正使用及び不正行為を事前に防止するための取組について規定し、平成27年度は、関係教職員を対象にコンプライアンス及び研究倫理教育研修会を学術研究推進センターが企画・実施している。当該事案について、告発等があった場合の実施体制及び対応措置についても規定しており、これらの取組及び体制をウェブサイト公表している。

また、人を対象とする研究倫理に関しては、研究倫理委員会で一括して審査を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

管理運営に関する教員の意見やニーズについては教授会や学科会議、各委員会において聴取し、把握に努めている。このほかに、学長と副学長が教授会に出向いて、直接、教員との意見交換を実施している。

事務職員については、各種委員会等の事務局を担当し、委員との協議を通じて、適正な事務手続等について意見を述べているほか、毎月開催する班長会議や職員へのヒアリング等により、日常業務に係る意見やニーズの聴取を行い、把握に努めている。

学生からの意見やニーズについては、キャンパスマネージャーからの提言の聴取や学生生活アンケートの実施により、把握に努めている。このほか、オフィスアワーやアドバイザー制度、学生支援室を活用し、把握に努めている。留学生については、留学生連絡会議や国際交流センターを通じて、把握している。

学外関係者からの意見については、全学的には経営審議会や教育研究審議会、役員会に学外有識者を委員等として配置しており、また、オープンキャンパスや公開講座等でのアンケートを通じて、大学に関する様々な人々からの意見やニーズの把握に努めている。例えば、高等学校等進路指導担当教員との意見交換会と岡山県高等学校校長協会との懇談会を実施し、就職状況や資格取得状況の情報発信についての要望を聴取し、入試を含めた大学広報の参考としている。また、文部科学省「大学教育再生加速プログラム：インターンシップ等を通じた教育強化」においても、インターンシップ等受入先企業からの意見聴取を定期的に行っている。

また、総社市や地域の金融機関との間に連携協力に関する包括協定を結んでいる。

これらにより把握した意見やニーズは、各委員会等で共有・検討し、中期計画や年度計画、事務事業等に盛り込むなど、適切に管理運営に反映させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事2人（非常勤）を置き、監事監査規程に基づき、毎年度監査計画書を作成し、理事長に提出している。

監事は、役員会や経営審議会等の重要な会議へ出席し、法人の経営及び業務運営の状況、中期計画・年度計画の進捗状況、予算の執行状況、会計監査人の監査報告を受けての財務諸表や決算報告書の確認等業務監査及び会計監査を実施している。監査の結果に基づいて、毎年監査結果報告書を理事長に提出している。

これまで監事から、経理処理、コンプライアンス等についての指導・助言を受け、事務処理規程の一部改正を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員については、第2期中期計画において、「職員にその資質向上のため、学内・学外を問わず研修受講の機会を増やし、SD活動を推進すること」としている。

平成26年度からは研修計画に基づき職員の能力開発を推進するため、大学教育開発センター主催のFD・SD及びFD研修会等の学内研修を充実させるとともに、岡山県が実施する階層別研修や学外で行われる各種研修会に参加させ、資質向上に努めている。

平成27年度には、学内では事務職員研修（1回）や情報セキュリティ・情報モラル研修（2回）等の研修を実施し、事務職員延べ467人が参加し、学外では、公立大学法人会計セミナー等の研修に延べ16人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

教育研究水準の向上を図るとともに、当該大学の目的と社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを学則及び大学院学則で定め、また評価の基本方針及び評価事項を評価規程に定めている。

教育・研究活動や地域・社会貢献活動等を評価するため、学長を委員長とし、学部長、学生部長、附属図書館長、共通教育部長、地域共同研究機構長、事務局長等で構成する評価委員会を設置し、活動の根拠となるデータ等を収集し、分析・評価している。

中期計画及び年度計画に基づいて、教育・研究業務、業務運営の改善・効率化、財務内容の改善、施設設備の整備・活用、予算等の実績を点検・評価し、『業務の実績に関する報告書』を毎年作成し、大学ウェブ

ブサイトに公表している。また、教育研究活動については『教育年報』、地域・社会貢献活動については『社会貢献年報』を作成し、関係各所に配布するとともに、大学ウェブサイトに公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

岡山県地方独立行政法人評価委員会による中期目標期間の業務実績評価については、毎年度、『業務の実績に関する報告書』を提出し、評価を受けている。

平成21年度に大学評価・学位授与機構が行う大学機関別認証評価を受け、すべての大学評価基準を満たしているとの評価を得ている。

平成28年2月に、公立大学政策・評価研究センターによる大学評価ワークショップを受け、評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

岡山県地方独立行政法人評価委員会に学長、副学長、事務局長等が出席し、同委員会による評価結果を役員会や教育研究審議会等において報告し、学内への周知を図っている。また、学内関係者にフィードバックした委員会意見については、分析、検討を行い、活動の改善を図るとともに、翌年度以降の年度計画に反映させている。例えば、平成25年度の評価結果において、教員と事務職員の連携強化が指摘されたことを踏まえ、大学教育開発センターのセンター員として事務職員を参画させ、教育開発や学生支援等に係る企画立案等における教職協働を推進させている。

平成21年度に受けた大学機関別認証評価において改善を要する点として指摘のあった事項「入学定員超過率」については、入学定員数を増加する学則改定を行い、改善に向けた取組が行われている。

大学評価ワークショップに教職員約60人と学生11人が出席し、課題を共有するとともに、FDに学生を参加させることの有効性についてのピアレビュー提言内容を平成28年度計画に、各部会主催のワークショップについて、一部に学生主導のプログラムを設け、各部会1回程度開催するなどの措置に反映させている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 公立大学政策・評価研究センターによる大学評価ワークショップを受けている。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学及び大学院の目的、学部・研究科ごとの目的は、学則及び大学院学則に規定されており、学生便覧、大学案内等の刊行物及びウェブサイトで公表されている。

学生への周知として、新入生に対しては入学時のオリエンテーション時に、学生便覧等を配布し、教育目的や特徴を説明している。在学生に対しては、新学期ガイダンス時に、教育内容について説明している。教職員への周知については、新任職員研修、FD・SD研修等の場において、大学概要や各種資料により、教育目的や特徴を説明している。

受験生、高等学校、企業等への周知については、高等学校訪問や各種大学説明会、オープンキャンパス等で配布する大学案内等により教育目的等を説明している。地域社会への周知については、ウェブサイトにおいて、「大学の理念」、「大学概要」、「教育情報の公表」等により教育目的、特徴等について公表している。

平成 28 年 3 月から、大学ポータルにおいて、研究教育上の目的や特色等の情報を公表している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

当該大学の入学者受入方針は、大学案内、入学者選抜要項及び学生募集要項に掲載し、オープンキャンパス、各種大学説明会、出前講座を含む高等学校訪問等を通じて、周知を図っている。教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、履修案内に掲載するとともに、新学期ガイダンスにおいて説明し、学生への周知を図っている。

また、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、ウェブサイトに公表している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知が図られていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育研究活動等の状況をはじめ、地方独立行政法人評価、大学機関別認証評価及び財務諸表等については、ウェブサイトに公表されている。また、英語版のウェブサイトを開設し、情報を国外にも発信している。

ウェブサイト以外にも、大学広報誌『OPU』、大学案内、教育研究活動や社会貢献活動をまとめた『教育年報』や『社会貢献年報』、当該大学の優れた研究シーズをまとめた『知のシーズ集』等の刊行物を作成

しており、これらを学内外に配布している。

また、平成28年3月から大学ポータルを活用し、教育研究活動情報を公表している。
これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 岡山県立大学

(2) 所在地 岡山県総社市

(3) 学部等の構成

学部：保健福祉学部、情報工学部、デザイン学部
 研究科：保健福祉学研究科(博士前期・後期課程)、
 情報系工学研究科(博士前期・後期課程)、
 デザイン学研究科(修士課程)

関連施設：附属図書館、共通教育部（教養教育推進室、語学教育推進室、情報教育推進室、健康・スポーツ教育推進室、社会連携教育推進室）、教育研究開発機構（大学教育開発センター、国際交流センター、学術研究推進センター）、総合情報機構（情報基盤活用推進センター、広報メディア開発センター）、地域共同研究機構（産学官連携推進センター、保健福祉推進センター、地域連携推進センター）

(4) 学生数及び教員数（平成28年5月1日現在）

学生数：学部 1,632 人、大学院 219 人

専任教員数：165 人、助手数：2 人

2 特徴

本学は、平成5年4月、「人間尊重と福祉の増進」を建学の理念として開学し、平成19年4月には、地方独立行政法人制度を導入し、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを新たに教育理念として設定し、6年間の周期で設定する中期目標・中期計画に基づいて、大学運営を行っている。

平成25年度から始まった第2期中期計画（平成30年度まで）においては、「全学教育に教養教育を積極的に導入する」「国際交流を促進するとともにグローバル教育を推進する」「地域貢献に戦略的に取り組む」の3つの運営方針を策定するとともに、これらの取組を担う大学教育開発センター、国際交流センター、地域連携推進センターなどの設置を核にした組織再編を行い、大学改革を進めている。

(1) 人材育成像

建学及び教育の理念を念頭に、3学部の人材育成像は、「人間」「社会」等をキーワードに構成している。具体的には、保健福祉学部は人々の健康の維持・増進と福祉の向上に貢献できる人材を、情報工学部は情報技術を活用して人間を中心に据えた社会の持続的発展に貢献でき

る技術者を、また、デザイン学部は豊かで新しい生活と文化の形成に必要なデザインとマネジメント能力を有し、地域で貢献できる人材を育成している。

(2) カリキュラム

共通教育と学部教育の主体的な学びを通じて、将来に向けた確かなキャリアを築くことを目的に、3つの運営方針の下に教育改革を行い、カリキュラムを創設している。

共通教育の導入では、人文・社会科学、自然科学及び健康科学のカテゴリーを設けて知識やスキルの学びを通じて思考力や判断力を養成している。

グローバル教育の推進では、英語を中心としたコミュニケーション力を培うとともに、海外研修や国際交流に関する事業を通じて異文化を理解し、グローバル・グローバルに活躍できる能力を養成している。

また、社会連携教育では、地域の歴史文化、行政、産業等について学ぶとともに、地域と連携して地域の課題解決に取り組む形態の教育により、課題解決力を醸成することとしている。これらは、文部科学省の平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（以下「COC+事業」という。）の選定を機に、副専攻「岡山創生学」の創設に至り、年次計画に基づいてその充実を図っている。

(3) 入学と卒業

入学者の半数程度が岡山県出身であり、さらに、卒業生の半数強が岡山県内に就職している。現在、(1)の人材育成とともに、COC+事業の趣旨に沿って、地域を志向する人材の育成とその受け皿づくりを進めており、若者の地元定着率の向上に取り組んでいる。

(4) 戦略的な地域貢献の推進

公立大学の役割と機能を果たすため、自治体、企業、地域の団体等のニーズに対応して、健康福祉の維持・増進、情報化の推進、文化的価値の創造等を中心に様々な領域で活発な支援を行っている。また、COC+事業の選定を機に、今後の地域貢献活動は、地域と連携し、地域との協働による取組に移行することとしている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 岡山県立大学の目的は、定款及び学則等に次のとおり定めている。

（1）定 款

岡山県立大学は、他の教育研究機関及び地域社会との自由かつ緊密な交流連携のもとに、人間・社会・自然の関係性を重視する実学を教授研究するとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く人材の育成を図り、もって学術文化の進展及び地域産業の振興に寄与することを目的とする。

（2）学 則

・岡山県立大学学則第1条

岡山県立大学は、他の教育研究機関及び地域社会との自由かつ緊密な交流連携のもとに、人間・社会・自然の関係性を重視する実学を教授研究するとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く人材の育成を図り、もって学術文化の進展及び地域産業の振興に寄与することを目的とする。

・岡山県立大学大学院学則第2条

本学大学院は、現代社会の要請に応じて、人間・社会・自然の関係性を重視する実学を教授研究することにより、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、並びに地域の発展に寄与するとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と卓越した専門性を備えて新しい時代を切り拓く実践力のある人材を育成することを目的とする。

（3）第2期中期目標期間（平成25～30年度）における大学の基本的な目標

設置団体である岡山県が策定する第2期中期目標（平成25年度～平成30年度）では、基本的な目標を定めるとともに、各学部・研究科の学部ごとの人材育成像を定めている。

・基本的な目的

岡山県立大学は、人間を取り囲むさまざまな環境の中で調和のとれた発展を期し、地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを教育研究の理念とする。

この理念に基づいて、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する公立大学独自の研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて岡山の新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成する。

・学士課程の人材育成像

【保健福祉学部】

高度で多様な能力を有し、地域社会における人々の健康の増進と福祉の充実に貢献する人材を育成する。

【情報工学部】

情報技術を活用して、人間を中心に据えた社会の形成に貢献できる技術者の育成を目指す。

【デザイン学部】

あらゆる人間生活の場で、文化面での質を向上させる多様で社会化志向の強いデザイナーを育成する。

・大学院課程の人材育成像

【保健福祉学研究科】

[博士前期課程]

保健・医療・福祉分野において、社会の要請に応える新しい知識や理論を修得する教育研究を行い、優れた指導者、管理者、実践者等を育成する。

[博士後期課程]

人間の健康問題を生命・栄養・看護・福祉など多方面から科学的に解明するとともに、これら諸分野の学術的な拠点を構築し、保健と福祉に関する諸問題を解決できる高度な見識を備えた教育者、研究者を育成する。

【情報系工学研究科】

[博士前期課程]

情報工学とその関連分野である電子、通信、機械工学等の高度な知識と柔軟な応用力をもつ技術者、研究者を育成する。

[博士後期課程]

専門分野の深化と統合に留まらず、これを未知の分野に応用し、新たな問題発掘とその解決に指導的な役割を果たせる教育者、研究者、技術者を育成する。

【デザイン学研究科】

[修士課程]

デザイン理論の深化によるデザイン学の確立を目指すとともに、多様化したデザイン環境に対応するため、高度な専門的知識・能力・技術と総合的視野を備えた指導的実務者、研究者としてのデザイナーを育成する。